

第270回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和5年8月9日(水)
10時00分～11時00分

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- 1) 全国内水面漁場管理委員会連合会総会について(報告)
- 2) 令和5年度しらすうなぎ養殖実態調査結果について(報告)
- 3) 内水面漁場計画(案)について(協議)
- 4) うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について(協議)
- 5) その他

令和5年度 全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会結果について

1. 日時 令和5年5月26日（金）
2. 会場 TKP ガーデンシティ御茶ノ水（東京都千代田区神田駿河台3-11-1）
3. 出席委員会 44委員会中35委員会 ※香川県は欠席
4. 令和5年度被表彰者について

委員一般表彰として、本委員会の一見会長を含む28委員会55名、事務局員表彰として1委員会1名が表彰された。

5. 議案と結果

議案		意見等
第1号議案	全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について	なし
第2号議案	令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について	なし
第3号議案	令和5年度事業計画案及び収支予算案について	なし
第4号議案	令和5年度提案書案について	なし

6. 議案内容補足

第1号議案 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について（別添議案P4）

これまで会則には、総会の成立及び議決について明記がなかったが、議会決議の妥当性を確保するため記載を追記するもの。

第2号議案 令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

○事業報告書（別添議案P6～9）

令和4年度総会で承認された計画に沿って各事業を実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各会議及び提案行動は書面による対応となった。

○収支決算書（別添議案P10）

収入について、「会費（各都道府県10万円）」、「雑収入（預金利息）」、「繰越金」の合計として、R4決算額は27,666,357円（予算差124円）。

支出について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各会議等が中止になったため、決算額は予算額を下回り、R4決算額は862,692円（予算差▲26,803,541円）。

○剰余金処分案（別添議案P11）

剰余金「26,803,665円」は令和5年度に繰り越すこととする。

第3号議案 令和5年度事業計画案及び収支予算案について（別添議案P13～16）

令和5事業計画は例年並みで計画され、5月総会は対面で開催。収支予算について、収入は剰余金が大幅に増加していることから、令和5年度は、各都道府県負担金は徴収しない。

第4号議案 令和5年度提案書案について（別添議案P18～29）

議案の下線を付した箇所が昨年からの変更点。

令和5年度

通常総会議案

期 日 令和5年5月26日（金）

場 所 TKP ガーデンシティ御茶ノ水

（東京都千代田区神田駿河台 3-11-1）

全国内水面漁場管理委員会連合会

目 次

1	通常総会次第	
2	令和5年度被表彰者名簿	1
3	議 案	
	第1号議案	3
	全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について	
	第2号議案	4
	令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について	
	第3号議案	10
	令和5年度事業計画案及び収支予算案について	
	第4号議案	
	令和5年度提案書案について	14
4	そ の 他	
	役員の交代について	26
5	参 考 資 料	
	(1) 全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿等	28
	(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則	30
	(3) 全国内水面漁場管理委員会連合会委員表彰要領	32
	(4) 全国内水面漁場管理委員会連合会事務局職員表彰要領	33
	(5) 全国内水面漁場管理委員会連合会漁場管理対策検討会設置要領	34
	(6) 内水面漁場管理委員会一覧表	35

通常総会次第

- 1 開 会 の 辞
- 2 会 長 あ い さ つ
- 3 来 賓 祝 辞
- 4 表 彰
- 5 議 長 選 出
- 6 議 長 あ い さ つ
- 7 議事録署名人の選出
- 8 議 事
 - 第1号議案 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について
 - 第2号議案 令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
 - 第3号議案 令和5年度事業計画案及び収支予算案について
 - 第4号議案 令和5年度提案書案について
- 9 そ の 他
 - 役員交代について
- 10 閉 会 の 辞

全国内水面漁場管理委員会連合会

令和5年度被表彰者名簿

委員一般表彰

(敬称略)

委員会名	氏名
北海道内水面漁場管理委員会	野川 秀樹
青森県内水面漁場管理委員会	石岡 清美 田村 早苗
秋田県内水面漁場管理委員会	遠藤 実 中嶋 義孝
山形県内水面漁場管理委員会	國方 敬司 鈴木 春男 今野 亘
群馬県内水面漁場管理委員会	青木 泰孝 針谷 芳太郎 中島 奈緒美
神奈川県内水面漁場管理委員会	井貫 晴介 篠本 幸彦
新潟県内水面漁場管理委員会	鈴木 政幸 富井 富士子
石川県内水面漁場管理委員会	國盛 孝昭 森 信子
福井県内水面漁場管理委員会	原田 進男 橋本 恵美 夢田 照代 坂口 奈美
岐阜県内水面漁場管理委員会	西脇 泰子 池谷 幸樹 長尾 伴文
静岡県内水面漁場管理委員会	秋山 信彦
滋賀県内水面漁場管理委員会	池田 則之 須藤 萌子 轟 保華
兵庫県内水面漁場管理委員会	片野 景
奈良県内水面漁場管理委員会	川端 修
和歌山県内水面漁場管理委員会	中筋 孝 森岡 康次
島根県内水面漁場管理委員会	林 能伸
岡山県内水面漁場管理委員会	加藤 草夫
広島県内水面漁場管理委員会	河合 幸一郎 山崎 英治 山下 頼信
山口県内水面漁場管理委員会	岩本 薫慈 村田 初 吉岡 賢範
香川県内水面漁場管理委員会	一見 和彦
愛媛県内水面漁場管理委員会	簡村 重治 白石 勝久
高知県内水面漁場管理委員会	筒井 一水

福岡県内水面漁場管理委員会	各務 秀人	半島 康博
佐賀県内水面漁場管理委員会	坂本 兼吾	中村 ぎやか 草野 剛
長崎県内水面漁場管理委員会	川本 浩	持塚 肇則
大分県内水面漁場管理委員会	花村 策太	
宮崎県内水面漁場管理委員会	田代 一洋	後藤 和則
鹿児島県内水面漁場管理委員会	出水 昭彦	

事務局職員表彰

(敬称略)

委員会名	氏名
兵庫県内水面漁場管理委員会	森本 利晃

第 1 号議案

全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について

全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について

1 事務局案

全国内水面漁場管理委員会連合会会則第6条を次のとおり改正する。

<新旧対照表>

新	旧
<p>(総会)</p> <p>第6条 この会は、毎年5月通常総会を招集するほか、必要により臨時総会を招集することができる。</p> <p><u>2 この会の総会は、総会員の過半数にあたる会員が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 総会の議長は、会長となる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>この会則は、令和5年5月26日から施行する。</u></p>	<p>(総会)</p> <p>第6条 この会は、毎年5月通常総会を招集するほか、必要により臨時総会を招集することができる。</p> <p><u>2 総会の議長は、会長となる。</u></p>

2 理由

これまで会則には総会の成立及び議決について明記がなかったが、総会決議の妥当性を確保するため記載を追記するもの。なお、追加部分の記載は全国海区漁業調整委員会連合会会則と同様とした。

第2号議案

令和4年度事業報告、収支決算案及び

剰余金処分案について

令和4年度事業報告書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

1 事業の実施状況

実施年月日	実施状況
令和4年5月19日	令和3年度事業の監事監査を書面により実施
6月15日	令和4年度通常総会を書面により開催
7月11日	令和4年度提案（総会決議）事項を関係省庁に書面により提案
9月9日	第1回漁場管理対策検討会を書面により開催
11月21日	東日本ブロック協議会を書面により開催（福島県）
12月1日	中日本ブロック協議会を書面により開催（愛知県）
11月30日	西日本ブロック協議会を書面により開催（愛媛県）
令和5年2月14日	役員県事務局長会議を書面により実施
3月16日	第2回漁場管理対策検討会を開催（Web）
〃	表彰選考委員会を開催（Web）
〃	第1回役員会を開催（Web）

2 主な事業概要

(1) 通常総会

令和4年5月27日開催予定にあった通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催として、次の諸事項を審議した。

第1号議案 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について
原案のとおり承認された。

第2号議案 令和3年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
原案のとおり承認された。

第3号議案 令和4年度事業計画案及び収支予算案について
原案のとおり承認された。

第4号議案 令和4年度提案書案について
原案のとおり関係省庁に提案することが決議された。提案項目は以下のとおり。

- I 外来魚対策について
- II 魚病対策について
- III 鳥類による食害対策について
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
- V 放射性物質による汚染対策について
- VI ウナギの資源回復について
- VII 内水面漁場管理委員会制度について

(2) 役員会

ア 令和4年5月開催の役員会

令和4年度通常総会の議事運営等について審議を行う5月の役員会は、通常総会の書面開催に伴い中止とした。

イ 第1回役員会

令和5年3月16日にWeb (Zoom) で開催し、令和4年度通常総会の開催等について審議した。

第1号議案 全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会の開催について

第2号議案 令和5年度通常総会に提出する議案について

ア 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について

イ 令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

ウ 令和5年度事業計画案及び収支予算案について

エ 令和5年度提案書案について

第3号議案 会長・副会長等の交代について

報告事項 令和5年度委員及び職員表彰について

(3) 監事監査

令和4年5月の監事監査は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催として、令和3年度の事業及び収支決算に係る監査を実施した。

(4) 表彰事業

令和4年度の委員及び職員表彰については、通常総会の書面開催により、各県内水面漁場管理委員会をとおして、表彰状及び記念品を贈呈した。

(5) 表彰選考委員会

令和5年3月16日にWeb (Zoom) で開催し、令和5年度表彰の対象者の選考を行い、受賞者を決定した。

(6) 漁場管理対策検討会

ア 第1回検討会

令和4年9月の第1回検討会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面により開催した。

令和4年度提案に対する国の対応状況を整理のうえ、令和5年度提案項目(案)を検討。具体的提案内容については、アンケート調査を実施し、各ブロック協議会で検討のうえ、作成することとした。

イ 第2回検討会

第2回検討会を令和5年3月16日にWeb (Zoom) で開催し、各ブロック協議会での意見、検討結果を踏まえ、漁場管理対策検討会としての提案書(案)を決定し、第1回役員会に提案することが決まった。

【令和5年度提案項目(案)】

I 外来魚対策について

II 魚病対策について

III 鳥類による食害対策について

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

V 放射性物質による汚染対策について

VI ウナギの資源回復について

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

(7) 令和4年度中央提案

令和4年度通常総会の決議に基づき、令和4年7月11日に農林水産省をはじめ、国土交通省、環境省及び文部科学省に対して、書面により提案行動を実施し、問題解決に向けた理解と協力を求めた。

また、令和4年度提案内容への対応状況について、後日、各関係省庁から書面により回答を得た。

(8) ブロック協議会

東日本・中日本・西日本の各ブロック協議会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面により開催した。

ア 東日本ブロック協議会

(ア) 開催日：令和4年11月21日

(イ) 事務局：福島県

(ウ) 検討事項等

第1号議案 令和5年度提案項目(案)について

(a) 第1回漁場管理対策検討会結果について

(b) 提案項目(案)に係るアンケート調査結果について

(c) 提案項目(案)の検討及び追加提案項目について

第2号議案 ブロック内照会・協議事項について

第3号議案 次回開催県について

次回開催県：栃木県

イ 中日本ブロック協議会

(ア) 開催日：令和4年12月1日

(イ) 事務局：愛知県

(ウ) 検討事項等

第1号議案 令和5年度提案項目(案)について

(1) 令和4年度提案結果及び令和5年度の提案の方向性について

(2) 令和5年度追加提案項目等について

第2号議案 次年度開催県について

次年度開催県：奈良県

その他 ブロック協議会内における照会・協議事項等について

ウ 西日本ブロック協議会

(ア) 開催日：令和4年11月30日

(イ) 事務局：愛媛県

(ウ) 検討事項等

第1号議案 令和5年度中央省庁提案項目案について

(1) 令和4年度第1回漁場管理対策検討会結果

(2) 令和4年度ブロック内照会項目

(3) 令和5年度提案項目(素案)に係るアンケート調査結果
第2号議案 次期開催県について
次年度開催県：福岡県

(9) 研修会

東京都「都道府県会センター」で開催を計画していた令和4年度研修会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。

(10) 役員県事務局長会議

令和5年2月に書面にて、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和4年度事業結果・収支決算案、令和5年度事業計画案・収支予算案、令和5年度通常総会の開催について協議した。

(11) 会報等の発行

令和5年1月 「内水面漁場管理委員会委員名簿（令和3年度版）」を作成
令和5年1月 「内水面漁場管理委員会指示集」を作成
令和5年2月 「令和4年度外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成
令和5年3月 「会報 No. 114」を発行

令和4年度収支決算書(案)

(令和5年3月末現在)

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘 要
1 負担金	4,400,000	4,400,000	0	会費 10万円×44都道府県
2 雑収入	100	224	△ 124	預金利息
3 繰越金	23,266,133	23,266,133	0	
合 計	27,666,233	27,666,357	△ 124	

支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘 要
1 総会費	2,590,000	552,971	2,037,029	
会議費	700,000	332,145	367,855	会場キャンセル料
旅費	700,000	13,360	686,640	事務局旅費
物品購入費	160,000	0	160,000	吊り看板等
印刷製本費	210,000	101,640	108,360	資料等の印刷
通信運搬費	20,000	22,996	△ 2,996	会議資料輸送料等
記念行事費	800,000	82,830	717,170	講師旅費、記念品等
2 役員会費	2,600,000	20,774	2,579,226	
会議費	600,000	0	600,000	会場代等
旅費	2,000,000	20,774	1,979,226	役員・事務局旅費
3 提案行動費	910,000	62,755	847,245	
会議費	50,000	0	50,000	提案行動昼食等
旅費	750,000	0	750,000	
印刷製本費	110,000	62,755	47,245	提案書等の印刷
4 研修会費	1,270,000	0	1,270,000	
会議費	700,000	0	700,000	会場代等
旅費	260,000	0	260,000	事務局旅費
印刷製本費	110,000	0	110,000	資料印刷
報償費	200,000	0	200,000	講師謝礼(講師旅費含む)
5 ブロック協議会費	2,053,000	0	2,053,000	
助成金	1,653,000	0	1,653,000	55万円×3ブロック+振込手数料
旅費	400,000	0	400,000	事務局旅費
6 事務局局長会費	920,000	0	920,000	
会議費	200,000	0	200,000	会場代等
旅費	720,000	0	720,000	役員県事務局局長旅費
7 総務費	425,000	226,192	198,808	
旅費	100,000	172,380	△ 72,380	事務局旅費
交際費	5,000	0	5,000	電報等
物品購入費	100,000	0	100,000	事務用品等
印刷製本費	130,000	48,400	81,600	封筒、会報等の印刷
通信運搬費	60,000	5,412	54,588	書類運搬料等
連絡調整費	30,000	0	30,000	連絡調整経費
小 計	10,768,000	862,692	9,905,308	
8 予備費	16,898,233	0	16,898,233	
予備費	16,898,233	0	16,898,233	
合 計	27,666,233	862,692	26,803,541	

	令和3年度末現在	令和4年度繰入金	令和4年度繰出金	令和4年度末残高
記念行事準備金	1,459,219	0	0	1,459,219

令和4年度剰余金処分（案）

1 当期末処分剰余金

令和4年度収入済額	27,666,357円
令和4年度支出済額	862,692円
本年度剰余金	26,803,665円

2 剰余金処分案

令和5年度への繰越金	26,803,665円
------------	-------------

第3号議案

令和5年度事業計画案及び収支予算案について

令和5年度事業計画書（案）

令和5年4月1日～令和6年3月31日

内水面漁業は、特色ある地域産業として、国民への食料供給に大きな役割を果たすとともに、その生産の基盤である河川・湖沼は、多様な生物の繁殖・育成の場となるほか、生活に必要な水の供給、国民の憩いの場を提供する豊かな水辺空間の創造など、国土の自然環境の保全についても密接な関わりを有する産業となっております。

しかしながら、河川・湖沼を取り巻く環境は、水質や水量の変化、河川工作物が水産生物に与える影響など、依然として内水面漁業にとって厳しいものであると言えます。

さらには、コイヘルペスウイルス病や冷水病をはじめとする各種魚病や、オオクチバス・ブルーギル等の外来魚、カワウ等の鳥類による有用魚類等の食害の問題も、内水面漁業に大きな影響を及ぼしているところです。

こうした状況に対し、全国内水面漁場管理委員会連合会は、会員相互の密接な連携と情報交換のもと、円滑な漁業調整等を図ることはもとより、内水面における総合的な水面利用や漁場環境保全等の推進という大きな役割を果たすべく、以下の事業を実施いたします。

1. 通常総会

令和5年5月26日、東京「TKPガーデンシティ御茶ノ水」にて開催し、以下の事項について審議する。

- (1) 会則の一部改正について
- (2) 令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- (3) 令和5年度事業計画案及び収支予算案について
- (4) 令和5年度提案書案について

2. 役員会

第1回：令和5年5月26日、東京「TKPガーデンシティ御茶ノ水」にて開催し、通常総会の運営等について審議する。

第2回：令和6年3月に開催し、令和6年度通常総会提出議案等について審議する。

3. 監事監査

令和5年5月26日、東京「TKPガーデンシティ御茶ノ水」にて令和4年度事業及び収支決算について、監事による監査を実施する。

4. 表彰選考委員会

委員表彰要領及び事務局職員表彰要領に基づき、令和6年度に行う表彰に向け、令和6年3月、令和6年度表彰者の選考を行い、被表彰者を決定する。

5. 漁場管理対策検討会

第1回：令和5年8月に開催し、令和5年度提案結果に基づき令和5年度提案項目等につ

いて検討する。

第2回：令和6年3月に開催し、令和6年度提案書案について検討する。

6 中央提案

令和5年6月に、通常総会の決議に基づき、関係省庁に対し提案行動を実施する。

7 ブロック協議会

各ブロック内の内水面漁場に係る総合的利用のあり方及び当面する諸問題について、会員等関係機関相互の情報交換と解決方策を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的として、以下の予定でブロック協議会を開催する。

- (1) 東日本ブロック協議会 栃木県で開催（時期は10月～11月を予定）
- (2) 中日本ブロック協議会 奈良県 //
- (3) 西日本ブロック協議会 福岡県 //

8 研修会

各都道府県内水面漁場管理委員並びに事務局及び都道府県職員への情報提供及び資質の向上を図ることを目的として、水産庁の協力を得て、令和5年9月に開催する。

9 役員県事務局長会議

令和6年2月に、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和5年度事業結果・収支決算案、令和6年度事業計画案・収支予算案等について協議する。

10 会報等の発行

会員に対する情報の提供を目的として、会報を年1回発行する。

また、「内水面漁場管理委員会委員名簿」、「内水面漁場管理委員会指示集」、「外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成し、電子データにて会員に提供する。

【令和5年度事業予定一覧表】

開催時期	事業内容	開催場所
令和5年5月26日	令和4年度事業監事監査 令和5年度第1回役員会 令和5年度通常総会 令和5年度表彰式	東京都
6月	総会決議による中央提案	東京都
8月	第1回漁場管理対策検討会	東京都
9月	研修会	東京都
10～11月	ブロック協議会 東日本 中日本 西日本	栃木県 奈良県 福岡県
令和6年2月	役員県事務局長会議	検討中
3月	表彰選考委員会 第2回漁場管理対策検討会 第2回役員会 会報No.115を発行	東京都

令和5年度収支予算書（案）

収入の部

（単位：円）

科 目	令和5年度	令和4年度	差 引	摘 要
1 負担金	0	4,400,000	△ 4,400,000	会費 10万円×44都道府県
2 雑収入	100	100	0	預金利息
3 繰越金	26,803,665	23,266,133	3,537,532	
合 計	26,803,765	27,666,233	△ 862,468	

支出の部

（単位：円）

科 目	令和5年度	令和4年度	差 引	摘 要
1 総会費	2,590,000	2,590,000	0	
会議費	700,000	700,000	0	会場代等
旅費	700,000	700,000	0	事務局旅費
物品購入費	160,000	160,000	0	吊り看板等
印刷製本費	210,000	210,000	0	資料等の印刷
通信運搬費	20,000	20,000	0	会議資料輸送料等
記念行事費	800,000	800,000	0	表彰記念品等
2 役員会費	2,600,000	2,600,000	0	
会議費	600,000	600,000	0	会場代等
旅費	2,000,000	2,000,000	0	役員・事務局旅費
3 提案行動費	910,000	910,000	0	
会議費	50,000	50,000	0	会場代、提案行動昼食等
旅費	750,000	750,000	0	役員・事務局旅費
印刷製本費	110,000	110,000	0	提案書等の印刷
4 研修会費	1,270,000	1,270,000	0	
会議費	700,000	700,000	0	会場代等
旅費	260,000	260,000	0	事務局旅費
印刷製本費	110,000	110,000	0	資料印刷
報償費	200,000	200,000	0	講師謝礼（講師旅費含む）
5 ブロック協議会費	2,053,000	2,053,000	0	
助成金	1,653,000	1,653,000	0	55万円×3ブロック+振込手数料
旅費	400,000	400,000	0	事務局旅費
6 事務局局長会費	920,000	920,000	0	
会議費	200,000	200,000	0	会場代等
旅費	720,000	720,000	0	役員県事務局局長旅費
7 総務費	425,000	425,000	0	
旅費	100,000	100,000	0	事務局旅費
交際費	5,000	5,000	0	電報等
物品購入費	100,000	100,000	0	事務用品等
印刷製本費	130,000	130,000	0	封筒、会報等の印刷
通信運搬費	60,000	60,000	0	事務局引継ぎ書類運搬料等
連絡調整費	30,000	30,000	0	連絡調整経費
（小計）	10,768,000	10,768,000	0	
8 予備費	16,035,765	16,898,233	△ 862,468	
予備費	16,035,765	16,898,233	△ 862,468	
合 計	26,803,765	27,666,233	△ 862,468	

	令和4年度末現在	令和5年度繰入金	令和5年度繰出金	令和5年度末残高
記念行事準備金	1,459,219	0	0	1,459,219

第4号議案

令和5年度提案書案について

提 案 書

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和5年5月26日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。

なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

令和5年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 林 英 志

I 外来魚対策について

【趣旨】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかつた主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和4年度においても未だ、共同漁業権940件中446件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。
- 2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。
- 3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。
- 4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。

5 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。

II 魚病対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところでもあります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。さらに、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国河川における調査を実施すること。
- 2 KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって基準を示すこと。
- 3 水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。

- 4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

Ⅲ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和4年度の調査では共同漁業権940件中575件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。
- 2 サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
- 3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。

また、森林伐採にかかる間伐等の管理の徹底および皆伐地の管理体制の強化等、森林保全の適正化を図ること。

さらに、河川周辺の斜面崩落等によって漁場へ流入した土砂および竹木等の除去ならびに漁場から流失した転石の回復等の基盤整備について、対策を講じること。

併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。

- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。

また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となって自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。

- 3 漁場管理上支障を来たしている河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと
- 4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。
また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。
さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。
- 5 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。
- 6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響、内水面漁業の魅力について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。
特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性、外来魚問題及び内水面漁業の魅力等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。
また、内水面の多面的な利用と漁業権の適正な行使の両立を図る観点から、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。
- 7 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。
また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。
- 8 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急

に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。

9 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。
- 2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。
- 4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

また、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。
- 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
- 3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。
- 4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

役 員 の 交 代 に つ い て

全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿 (案)

令和5年5月26日現在

職 名	氏 名 (括弧内は交代前)	ブロック名	備 考 (括弧内は交代前)
会 長 理 事	(藤田 利昭) 林 英 志	中 日 本	(新潟県内水面漁場管理委員会) 滋賀県内水面漁場管理委員会
副 会 長 理 事	吉 沢 崇	東 日 本	栃木県内水面漁場管理委員会
副 会 長 理 事	(宮崎 純一) 近藤 敬三	中 日 本	(山梨県内水面漁場管理委員会) 兵庫県内水面漁場管理委員会
副 会 長 理 事	酒 井 治 己	西 日 本	山口県内水面漁場管理委員会
理 事	國 方 敬 司	東 日 本	山形県内水面漁場管理委員会
理 事	粕 谷 清	東 日 本	千葉県内水面漁場管理委員会
理 事	(近藤 敬三) 藤田 利昭	中 日 本	(兵庫県内水面漁場管理委員会) 新潟県内水面漁場管理委員会
理 事	有 吉 敏 和	西 日 本	佐賀県内水面漁場管理委員会
理 事	田 代 一 洋	西 日 本	宮崎県内水面漁場管理委員会
代 表 監 事	(林 英志) 宮崎 淳一	中 日 本	(滋賀県内水面漁場管理委員会) 山梨県内水面漁場管理委員会
監 事	遠 藤 実	東 日 本	秋田県内水面漁場管理委員会
監 事	一 見 和 彦	西 日 本	香川県内水面漁場管理委員会

表彰選考委員会委員名簿 (案)

令和5年5月26日現在

職名	氏名 (括弧内は交代前)	ブロック名	備考 (括弧内は交代前)
会長理事	(藤田 利昭) 林 英志	中日本	(新潟県内水面漁場管理委員会) 滋賀県内水面漁場管理委員会
委員	吉沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
委員	(宮崎 淳一) 近藤 敬三	中日本	(山梨県内水面漁場管理委員会) 兵庫県内水面漁場管理委員会
委員	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
委員	粕谷 清	東日本	千葉県内水面漁場管理委員会
委員	有吉 敏和	西日本	佐賀県内水面漁場管理委員会

漁場管理対策検討会委員名簿 (案)

令和5年5月26日現在

職名	氏名 (括弧内は交代前)	ブロック名	備考 (括弧内は交代前)
座長	(宮崎 淳一) 近藤 敬三	中日本	(山梨県内水面漁場管理委員会) 兵庫県内水面漁場管理委員会
副座長	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
会長理事	(藤田 利昭) 林 英志	中日本	(新潟県内水面漁場管理委員会) 滋賀県内水面漁場管理委員会
委員	國方 敬司	東日本	山形県内水面漁場管理委員会
委員	吉沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
委員	(近藤 敬三) 藤田 利昭	中日本	(兵庫県内水面漁場管理委員会) 新潟県内水面漁場管理委員会
委員	田代 一洋	西日本	宮崎県内水面漁場管理委員会

参 考 资 料

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿等
- (2) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則
- (3) 全国内水面漁場管理委員会連合会委員表彰要領
- (4) 全国内水面漁場管理委員会連合会事務局職員表彰要領
- (5) 全国内水面漁場管理委員会連合会漁場管理対策検討会設置要領
- (6) 内水面漁場管理委員会一覽表

(1) 全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿等

全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿

令和5年4月1日現在

職名	氏名	ブロック名	備考
会長理事	藤田 利昭	中日本	新潟県内水面漁場管理委員会
副会長理事	吉沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
副会長理事	宮崎 淳一	中日本	山梨県内水面漁場管理委員会
副会長理事	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
理事	國方 敬司	東日本	山形県内水面漁場管理委員会
理事	粕谷 清	東日本	千葉県内水面漁場管理委員会
理事	近藤 敬三	中日本	兵庫県内水面漁場管理委員会
理事	有吉 敏和	西日本	佐賀県内水面漁場管理委員会
理事	田代 一洋	西日本	宮崎県内水面漁場管理委員会
代表監事	林 英志	中日本	滋賀県内水面漁場管理委員会
監事	遠藤 実	東日本	秋田県内水面漁場管理委員会
監事	一見 和彦	西日本	香川県内水面漁場管理委員会

表彰選考委員会委員名簿

令和5年4月1日現在

職名	氏名	ブロック名	備考
会長理事	藤田 利昭	中日本	新潟県内水面漁場管理委員会
委員	吉沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
委員	宮崎 淳一	中日本	山梨県内水面漁場管理委員会
委員	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
委員	粕谷 清	東日本	千葉県内水面漁場管理委員会
委員	有吉 敏和	西日本	佐賀県内水面漁場管理委員会

漁場管理対策検討会委員名簿

令和5年4月1日現在

職名	氏名	ブロック名	備考
座長	宮崎 淳一	中日本	山梨県内水面漁場管理委員会
副座長	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
会長理事	藤田 利昭	中日本	新潟県内水面漁場管理委員会
委員	國方 敬司	東日本	山形県内水面漁場管理委員会
委員	吉沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
委員	近藤 敬三	中日本	兵庫県内水面漁場管理委員会
委員	田代 一洋	西日本	宮崎県内水面漁場管理委員会

(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則

(目的)

第1条 この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会相互の連絡と結集により内水面漁業行政の推進向上を図るをもって目的とする。

(名称)

第2条 この会は、全国内水面漁場管理委員会連合会と称する。

(会員)

第3条 この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)をもって構成する。

(事務局)

第4条 この会に事務局を置く。事務局は、会長の属する委員会所在地の都道府県に置く。

(事業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 委員会の相互連絡協議
- (2) 内水面漁業行政の推進向上に関する事項
- (3) その他総会において必要と認める事項

(総会)

第6条 この会は、毎年5月通常総会を招集するほか、必要により臨時総会を招集することができる。

- 2 総会の議長は、会長となる。

(役員等)

第7条 この会の役員として理事9人、監事3人を置く。

- 2 役員は、総会において会員である内水面漁場管理委員会の会長の職にある者のうちから選任し、役員任期は4年とする。ただし、役員が自己の属する内水面漁場管理委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間を継承する。

- 3 役員は、第11条で規定する各ブロックから4名を選出するものとする。

- 4 この会は、会長1人、副会長3人を置き理事の中から互選する。

ただし、会長については、平成21年度の総会までは、東日本ブロック選出の理事から、その後は平成21年度の通常総会時において、第11条で規定する中日本ブロック選出の理事から、さらにその後は、任期毎に西日本ブロック、東日本ブロック、中日本ブロックの順で各ブロックから選出された理事の中から選ぶものとする。

- 5 この会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問は、会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の指定する順位により職務を代理する。

(経費)

第9条 この会の経費は、会員の負担金及びその他をもってこれに充てる。

- 2 会員の負担金は、年額10万円とする。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(区分)

第11条 この会は、全国を東日本、中日本、西日本の3ブロックに分ける。

(変更又は廃止)

第12条 この会則の変更又は廃止は、総会に諮りこれを定める。

附 則

この会則は、昭和41年5月26日から施行する。

この会則は、昭和43年5月11日から施行する。

この会則は、昭和44年5月8日から施行する。

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

この会則は、昭和51年5月18日から施行する。

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年5月18日から施行する。

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

この会則は、平成5年5月19日から施行する。

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

この会則は、平成13年5月30日から施行する。

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

この会則は、平成20年5月23日から施行する。

この会則は、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この会則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この会則は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(3) 全国内水面漁場管理委員会連合会委員表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」という。）に加入している各都道府県内水面漁場管理委員会（以下「内漁管委」という。）の委員として永年にわたりその職責を通じて漁場管理の推進に功績のあった者に対し、これを表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、一般表彰と特別表彰とし、一般表彰は全内漁管連の通常総会において、特別表彰はその都度必要に応じて全内漁管連会長から被表彰者に対しそれぞれ賞状を授与することにより行うものとする。

(表彰の対象者)

第3条 この要領により表彰を受ける者は、委員会の運営等に功績顕著な者であって、当該内漁管委の会長から推薦のあった者について表彰選考委員会の選考を経たものとする。

(表彰基準)

第4条 一般表彰及び特別表彰に当たっては、次の基準によって表彰するものとする。

(1) 一般表彰

全内漁管連総会開会前の3月31日現在において、内漁管委委員として10年以上就任している者

ただし、過去において委員功績により農林水産大臣及び水産庁長官表彰、並びにこの要領に基づく表彰を受けた者を除く

(2) 特別表彰

別に定める基準に該当する者で、表彰選考委員会において特に必要と認められた者

(表彰選考委員会)

第5条 全内漁管連役員会内に表彰選考委員会を設置し、理事6名以内をもって組織する。

2 表彰選考委員会は、全内漁管連会長が掌理する。

3 表彰選考委員は、理事の互選により選任する。

(被表彰者の推薦)

第6条 各内漁管委の会長は、第4条に定める基準に該当する者で表彰を受けようとする者について、総会開催の3か月前までに全内漁管連会長あてに推薦しなければならない。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者の決定は、第4条の表彰基準に基づき表彰選考委員会が審査し、決定するものとする。

2 全内漁管連会長は、被表彰者決定後、速やかに当該内漁管委会長に通知しなければならない。

(推薦の手続)

第8条 被表彰者の推薦は、被表彰者推薦名簿（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 履歴書

(2) 功績調書

(3) その他参考となる資料

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

この要領は、平成7年5月30日から施行する。

(4) 全国内水面漁場管理委員会連合会事務局職員表彰要領

(目的)

第1条 全国内水面漁場管理委員会連合会(以下「全内漁管連」という。)に加入している各都道府県内水面漁場管理委員会(以下「内漁管委」という。)の事務局職員で、永年勤務した者、若しくは顕著な業績のあった者を表彰し、その功労に報いるとともに、あわせて職員全般の執務意欲を高揚し、業務の運営能率を向上せしめることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各項の一に該当する者とする。

(1) 永年勤続表彰

10年以上事務局職員として在職していた者

(2) 業績表彰

旺盛な責任感に徹し、勤務上の業績顕著な者

2 表彰を受ける者は、前項の該当者のうち全国内水面漁場管理委員会連合会委員表彰要領第5条に規定する表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考を経たものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、会長が表彰状を授与することにより行う。

(被表彰者の推薦)

第4条 各内漁管委の会長は、第2条に定める対象に該当する者で表彰を受けようとする者について、総会開催の3か月前までに全内漁管連会長あてに推薦しなければならない。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、第2条の規定に基づき選考委員会が審査し、決定するものとする。

2 全内漁管連会長は、被表彰者決定後、速やかに当該内漁管委会長に通知しなければならない。

(表彰の期日)

第6条 表彰の授与式は、必要に応じ、総会において行う。

附 則

この要綱は、平成元年7月5日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(5) 全国内水面漁場管理委員会連合会漁場管理対策検討会設置要領

(目的及び名称)

- 1 全国における内水面漁業の漁業管理に係る諸問題の解決策について検討、協議し、更に関係省庁等への要望事項の取りまとめ等を行うことを目的とする漁場管理対策検討会（以下「検討会」という。）を全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」という。）の役員会内に設置する。

(構成)

- 2 検討会は全内漁管連の会長1名、副会長3名、理事3名の合計7名をもって構成する。

(事務局)

- 3 検討会の事務は全内漁管連の事務局が行う。

(座長及び副座長)

- 4 検討会に座長及び副座長をそれぞれ1名置く。座長は検討会委員の互選によって選任することとし、副座長は座長が指名することとする。ただし、会長は座長になることができない。

(2) 検討会の議事運営は座長が務める。ただし、座長に事故あるときは、副座長がこれを行う。

(3) 座長及び副座長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員の職務)

- 5 検討会委員はブロック内の意見・要望等を取りまとめ、検討会に諮るとともに、関係省庁に要望する事項を審議する。

(検討会の開催)

- 6 検討会は適宜開催する。

(2) 会議の招集は座長が行う。

附 則

この要領は、平成 5年3月 2日から施行する。

平成 15年7月 18日一部改正

(6) 内水面漁場管理委員会一覧表

ブロック	委員会名	事務局の所在地	電話番号	会長名
東	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目 〒060-8588 水産林務部水産局漁業管理課内	011-204-5481 FAX 011-232-1095	野川 秀樹
	青森県	青森市長島1丁目1番1号 〒030-8570 青森県海区漁業調整委員会事務局内	017-734-9851 FAX 017-734-8166	濱田 正隆
	岩手県	盛岡市内丸10番1号 〒020-8570 岩手海区漁業調整委員会事務局内	019-629-6281 FAX 019-629-5824	佐藤 由也
	宮城県	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 〒980-8570 水産振興課内	022-211-2932 FAX 022-211-2939	小野寺 秀也
	秋田県	秋田市山王四丁目1番1号 〒010-8570 水産漁港課内	018-860-1893 FAX 018-860-3849	遠藤 実
日	山形県	山形市松波2丁目8番1号 〒990-8570 水産振興課内	023-630-3298 FAX 023-630-3257	國方 敬司
	福島県	福島市杉妻町2番16号 〒960-8670 水産課内	024-521-7379 FAX 024-521-7940	片山 亜優
	茨城県	水戸市笠原町978番6号 〒310-8555 茨城海区漁業調整委員会事務局内	029-301-4083 FAX 029-301-4089	高杉 則行
	栃木県	宇都宮市塙田1丁目1番20号 〒320-8501 農村振興課内	028-623-2351 FAX 028-623-2337	吉沢 崇
	群馬県	前橋市大手町1丁目1番1号 〒371-8570 蚕糸園芸課水産係内	027-226-3095 FAX 027-243-7202	松元 平吉
本	千葉県	千葉市中央区市場町1番1号 〒260-8667 千葉海区漁業調整委員会事務局内	043-223-3745 FAX 043-221-3425	粕谷 清
	東京都	新宿区西新宿2丁目8番1号 〒163-8001 水産課内	03-5320-4811 FAX 03-5388-1466	安永 勝昭
	神奈川県	横浜市中区日本大通1番地 〒231-8588 神奈川海区漁業調整委員会事務局内	045-210-8555 FAX 045-210-8908	井貫 晴介
	新潟県	新潟市中央区新光町4番1号 〒950-8570 水産課内	025-280-5315 FAX 025-283-0361	藤田 利昭
	富山県	富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル 〒930-0004 富山海区漁業調整委員会事務局内	076-444-2177 FAX 076-444-4412	竹野 博和
中	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地 〒920-8580 石川海区漁業調整委員会事務局内	076-225-1890 FAX 076-225-1891	八田 伸一
	福井県	福井市大手3丁目17番1号 〒910-8580 水産課内	0776-20-0435 FAX 0776-20-0653	原田 進男
	山梨県	甲府市丸の内1丁目6番1号 〒400-8501 花き農水産課内	055-223-1614 FAX 055-223-1609	宮崎 淳一
	岐阜県	岐阜市藪田南2丁目1番1号 〒500-8570 里川振興課水産振興室内	058-272-8293 FAX 058-278-2695	酒向 貞夫
	静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 〒420-8601 水産資源課内	054-221-2741 FAX 054-221-3288	平野 國行
本	愛知県	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 〒460-8501 愛知海区漁業調整委員会事務局内	052-954-6840 FAX 052-951-1645	田村 憲二
	三重県	津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階 〒514-0004 三重海区漁業調整委員会事務局内	059-224-3036 FAX 059-224-3012	浅尾 和司

ブロック	委員会名	事務局の所在地	電話番号	会長名
中 日 本	滋賀県	大津市京町4丁目1番1号 〒520-8577 水産課内	077-528-3872 FAX 077-528-4885	林 英志
	京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 〒602-8570 水産課内	075-414-4992 FAX 075-414-4939	中原 紘之
	大阪府	大阪市住之江区南港北1-14-16 〒559-8555 大阪海区漁業調整委員会事務局内	06-6210-9939 FAX 06-6210-9611	辻野 耕實
	兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 〒650-8567 水産課内	078-362-3476 FAX 078-362-3920	近藤 敬三
	奈良県	奈良市登大路町30番地 〒630-8501 農業水産振興課内	0742-27-7409 FAX 0742-22-9521	渡邊 勝敏
	和歌山県	和歌山市小松原通一丁目1番地 〒640-8585 資源管理課内	073-421-3010 FAX 073-432-4124	大杉 達
西 日 本	島根県	松江市殿町1番地 〒690-8501 水産課内	0852-22-5315 FAX 0852-22-5929	門脇 幹男
	岡山県	岡山市北区内山下2丁目4番6号 〒700-8570 水産課内	086-226-7445 FAX 086-223-3511	加藤 卓夫
	広島県	広島市中区基町10番52号 〒730-8511 水産課内	082-513-5172 FAX 082-227-1579	辻駒 健二
	山口県	山口市滝町1番1号 〒753-8501 水産振興課内	083-933-3532 FAX 083-933-3559	酒井 治己
	徳島県	徳島市万代町1丁目1番地 〒770-8570 徳島海区漁業調整委員会事務局内	088-621-2477 FAX 088-621-2863	野口 修司
	香川県	高松市番町四丁目1番10号 〒760-8570 香川海区漁業調整委員会事務局内	087-832-3477 FAX 087-806-0200	一見 和彦
	愛媛県	松山市一番町4丁目4番2号 〒790-8570 水産課内	089-912-2621 FAX 089-947-3032	岡村 重治
	高知県	高知市丸の内1丁目7番52号 〒780-0850 漁業管理課内	088-821-4608 FAX 088-821-4527	林田 千秋
	福岡県	福岡市博多区東公園7番7号 〒812-8577 漁業管理課漁業調整委員会事務局内	092-643-3557 FAX 092-643-3558	中園 正彦
	佐賀県	佐賀市城内1丁目1番59号 〒840-8570 水産課内	0952-25-7145 FAX 0952-25-7274	有吉 敏和
	長崎県	長崎市尾上町3番1号 〒850-8570 漁業振興課内	095-895-2823 FAX 095-895-2584	荒川 敏久
	熊本県	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 〒862-8570 水産振興課内	096-333-2456 FAX 096-382-8511	江藤 俊男
	大分県	大分市大手町3丁目1番1号 〒870-8501 漁業管理課内	097-506-3918 FAX 097-506-1767	岩本 郁生
	宮崎県	宮崎市橘通東2丁目10番1号 〒880-8501 漁業管理課内	0985-26-7146 FAX 0985-26-7310	田代 一洋
鹿児島県	鹿児島市鴨池新町10番1号 〒890-8577 水産振興課内	099-286-3428 FAX 099-286-5613	福留 己樹夫	
沖縄県	那覇市泉崎1丁目2番2号 〒900-8570 水産課内	098-866-2300 FAX 098-866-2679	立原 一憲	
水産庁	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号 〒100-8907 水産庁資源管理部管理調整課	03-3502-8476 FAX 03-3595-7332		

令和6年4月1日付け漁業権の一斉切替え に係る内水面漁場計画について

【摘要】

○漁場の区域(池の名称)について

要望の名称と県土地改良課のため池データベースに記載されている名称が異なる場合はため池データベースの名称を記載した。

内水面漁場計画(共同漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場		漁業時期	存続期間	R1~R4増殖実績 報告書提出状況	備考
			位置	区域				
内共第1号	内共第1号	第五種共同漁業	財田川(三豊市 財田町・山本町・ 豊中町、 観音寺市内)	三豊市財田町黒川、黒川橋下流端から観音寺 市観音寺町、三架橋上流端までの財田川本流	1月1日から12月31日まで	R6.4.1~R16.3.31	○	

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団 体漁業権の別	R1~R4養魚実績 報告書提出状況	備考
			区域(池名)	位置					
内区第201号	内区第201号	第一種区画漁業	安戸池(別紙1)	東かがわ市引田4373-1	11月1日から翌年6月30日まで	R6.4.1~R11.3.31	団体漁業権	○	関係地区は別紙1のとおり
内区第202号	—	第一種区画漁業	安戸池(別紙2)	東かがわ市引田4373-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R7.3.31	団体漁業権	—	新規 関係地区は別紙2のとおり
内区第1号	内区第1号	第二種区画漁業	大池	東かがわ市引田3035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第2号	内区第2号	第二種区画漁業	安戸池	東かがわ市引田4373-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第3号	内区第4号	第二種区画漁業	八幡池	さぬき市長尾町名1672	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第4号	内区第8号	第二種区画漁業	堀切池	木田郡三木町氷上4369-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第5号	内区第9号	第二種区画漁業	藤池	木田郡三木町氷上2607	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第6号	内区第10号	第二種区画漁業	西谷池	木田郡三木町田中2633	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第7号	内区第11号	第二種区画漁業	蓮池	木田郡三木町田中1560	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第8号	内区第12号	第二種区画漁業	男井間池	木田郡三木町池戸1239	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第9号	内区第13号	第二種区画漁業	牛田池	高松市牟礼町原上井手西1249番1,同番2,同番3	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第10号	内区第14号	第二種区画漁業	羽間下池	高松市牟礼町大町字荒谷1705番	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第11号	内区第17号	第二種区画漁業	長尾池	高松市高松町697-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第12号	内区第18号	第二種区画漁業	久米池	高松市新田町甲2139	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第13号	内区第19号	第二種区画漁業	平田池	高松市十川東町301	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第14号	内区第20号	第二種区画漁業	外山池	高松市十川東町1239	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第15号	内区第21号	第二種区画漁業	香地池	高松市十川東町1759	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第16号	内区第22号	第二種区画漁業	新池	高松市十川東町2028	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第17号	内区第23号	第二種区画漁業	鷺池	高松市十川東町788	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第18号	内区第24号	第二種区画漁業	雀池	高松市十川西町1165	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第19号	内区第26号	第二種区画漁業	松池	高松市三谷町松池尻2753	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第20号	内区第27号	第二種区画漁業	住蓮寺池	高松市多肥上町2285-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第21号	内区第28号	第二種区画漁業	平池	高松市仏生山町字山ノ内甲3206番	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第22号	内区第29号	第二種区画漁業	摺り鉢池	高松市仏生山町3131	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第23号	内区第30号	第二種区画漁業	小森谷池	高松市仏生山町3129	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第24号	内区第31号	第二種区画漁業	下池	高松市林町下地825	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第25号	内区第32号	第二種区画漁業	長池	高松市林町長池1753	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第26号	内区第33号	第二種区画漁業	大池	高松市木太町平塚188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第27号	内区第40号	第二種区画漁業	北条池	綾歌郡大字陶字猿王西321外	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第28号	内区第41号	第二種区画漁業	菰池	綾歌郡綾川町滝宮字菰池原699	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第29号	内区第42号	第二種区画漁業	四ツ池	綾歌郡綾川町滝宮字萱原南640	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第30号	内区第43号	第二種区画漁業	大池	綾歌郡綾川町滝宮字御林640	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第31号	内区第44号	第二種区画漁業	鎌田池	坂出市小山町353	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第32号	内区第45号	第二種区画漁業	ハス池	坂出市川津町5808	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別	R1~R4養魚実績報告書提出状況	備考
			区域(池名)	位置					
内区第33号	内区第46号	第二種区画漁業	水橋池	丸亀市綾歌町栗熊東2131	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第34号	内区第47号	第二種区画漁業	為久池	丸亀市綾歌町岡田東上新開1626	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第35号	内区第48号	第二種区画漁業	小津森池	丸亀市綾歌町岡田東小津守2294	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第36号	内区第49号	第二種区画漁業	打越上池	丸亀市綾歌町岡田西打越711	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第37号	内区第50号	第二種区画漁業	打越下池	丸亀市綾歌町岡田西730	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第38号	内区第51号	第二種区画漁業	皿池	丸亀市綾歌町岡田上重永1569	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第39号	内区第52号	第二種区画漁業	今滝池	丸亀市綾歌町岡田上今滝	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第40号	内区第53号	第二種区画漁業	源田池	丸亀市綾歌町岡田西森俊605	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第41号	内区第54号	第二種区画漁業	成願寺池	丸亀市綾歌町岡田西1304	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第42号	内区第55号	第二種区画漁業	新池	丸亀市綾歌町岡田西新田127	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第43号	内区第56号	第二種区画漁業	北原池	丸亀市綾歌町岡田西新田115	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第44号	内区第57号	第二種区画漁業	仁池	丸亀市飯山町上法軍寺2654-1地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第45号	内区第58号	第二種区画漁業	大窪池	丸亀市飯山町上法軍寺2032-2地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第46号	内区第59号	第二種区画漁業	浦池	丸亀市飯山町東小川300	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第47号	内区第60号	第二種区画漁業	下池	丸亀市飯山町東小川215	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第48号	内区第61号	第二種区画漁業	柳池	丸亀市飯野町東分2188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第49号	内区第62号	第二種区画漁業	長太夫池	丸亀市飯野町東分2209	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第50号	内区第66号	第二種区画漁業	蓮池	丸亀市中府町1-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第51号	内区第67号	第二種区画漁業	山北新池	丸亀市山北町276	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第52号	内区第69号	第二種区画漁業	馬池	丸亀市柞原町1186	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第53号	内区第70号	第二種区画漁業	田村池	丸亀市田村町107	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第54号	内区第71号	第二種区画漁業	太井池	丸亀市田村町43	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第55号	内区第72号	第二種区画漁業	庄ノ池	丸亀市郡家町3202	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第56号	内区第73号	第二種区画漁業	小林池	丸亀市郡家町3481	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第57号	内区第74号	第二種区画漁業	原池	丸亀市川西町698	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第58号	内区第75号	第二種区画漁業	道池	丸亀市川西町北一ノ口2267	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第59号	内区第78号	第二種区画漁業	八丈池	丸亀市川西町南608	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第60号	内区第79号	第二種区画漁業	仁池	丸亀市郡家町下所326	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第61号	内区第80号	第二種区画漁業	宝幢寺下池	丸亀市郡家町下所325	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第62号	内区第81号	第二種区画漁業	宝幢寺池	丸亀市郡家町下所324	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第63号	内区第82号	第二種区画漁業	籠池	丸亀市三条町上村494	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第64号	内区第83号	第二種区画漁業	大池	丸亀市郡家町2173	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第65号	内区第84号	第二種区画漁業	矢野池	丸亀市郡家町2165	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第66号	内区第85号	第二種区画漁業	宮池	丸亀市郡家町2211	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第67号	内区第86号	第二種区画漁業	新池	丸亀市三条町1035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第68号	内区第90号	第二種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字道福寺字中又271	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第69号	内区第91号	第二種区画漁業	上池	仲多度郡多度津町大字道福寺字大関3	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第70号	内区第92号	第二種区画漁業	永池	仲多度郡多度津町大字葛原字横田664	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第71号	内区第95号	第二種区画漁業	千代池	仲多度郡多度津町大字葛原字平田1853	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第72号	内区第96号	第二種区画漁業	中池	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1989	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第73号	内区第97号	第二種区画漁業	上池(小塚池)	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚2065	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第74号	内区第98号	第二種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字葛原字永井88	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第75号	内区第99号	第二種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字三井字堂面488	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第76号	内区第100号	第二種区画漁業	要池	仲多度郡多度津町大字青木字長僧51	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第77号	内区第101号	第二種区画漁業	宮後池	仲多度郡多度津町大字山階字皿池1963	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第78号	内区第104号	第二種区画漁業	買田池	善通寺市与北町1369	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第79号	内区第105号	第二種区画漁業	中池	善通寺市木徳町122	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第80号	内区第106号	第二種区画漁業	宮池	善通寺市木徳町573	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第81号	内区第107号	第二種区画漁業	村上池	善通寺市金蔵寺町399	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第82号	内区第108号	第二種区画漁業	熊ヶ池	善通寺市生野町1819	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第83号	内区第109号	第二種区画漁業	地藏池	善通寺市大麻町2672	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第84号	内区第110号	第二種区画漁業	菅池	善通寺市生野町2725	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	R1	R2~R4は工事のため休業
内区第85号	内区第111号	第二種区画漁業	亀越池	仲多度郡まんのう町炭所東	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第86号	内区第112号	第二種区画漁業	満濃池	仲多度郡まんのう町神野170	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別	R1~R4養魚実績報告書提出状況	備考
			区域(池名)	位置					
内区第87号	内区第113号	第二種区画漁業	羽間池	仲多度郡まんのう町羽間2386	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第88号	内区第114号	第二種区画漁業	井倉池	仲多度郡まんのう町佐文1056地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	R1	R2~R4は工事のため休業
内区第89号	内区第115号	第二種区画漁業	加敷池	三豊市三野町大見坂免下甲4211	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第90号	内区第116号	第二種区画漁業	念仏田池	三豊市三野町大見出井上甲512	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第91号	内区第118号	第二種区画漁業	瀬入池	三豊市三野町吉津大原乙1298-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第92号	内区第119号	第二種区画漁業	郡池	三豊市三野町吉津山越甲1715	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第93号	内区第121号	第二種区画漁業	又ヶ谷池	三豊市三野町吉津北村乙890	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第94号	内区第122号	第二種区画漁業	薄池	三豊市三野町吉津大原乙1175	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第95号	内区第123号	第二種区画漁業	奥池	三豊市三野町吉津大原乙1369-46	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第96号	—	第二種区画漁業	峠池	三豊市三野町大見甲6256番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	—	新規
内区第97号	—	第二種区画漁業	大石池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	—	新規
内区第98号	内区第125号	第二種区画漁業	原池	三豊市仁尾町仁尾字詫間越戊840-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第99号	内区第126号	第二種区画漁業	吉池	三豊市仁尾町仁尾丙1205番地	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第100号	内区第127号	第二種区画漁業	湊池	三豊市仁尾町仁尾字北草木丙176-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第101号	内区第129号	第二種区画漁業	田井新池	三豊市高瀬町上高瀬向原2133	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第102号	内区第130号	第二種区画漁業	西池	三豊市高瀬町下勝間道音寺1698	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第103号	内区第131号	第二種区画漁業	松葉崎池	三豊市高瀬町下勝間六ツ松1396-1外1筆	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第104号	内区第132号	第二種区画漁業	国市池	三豊市高瀬町下勝間道音字1862	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第105号	内区第133号	第二種区画漁業	中池	三豊市高瀬町比地中宮/谷408	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第106号	内区第134号	第二種区画漁業	宮池	三豊市高瀬町比地宮/谷302-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第107号	内区第135号	第二種区画漁業	満水池	三豊市高瀬町比地落池1787-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第108号	内区第136号	第二種区画漁業	丸山池	三豊市高瀬町比地法新2826	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第109号	内区第137号	第二種区画漁業	陽水池	三豊市高瀬町比地龍草2393	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第110号	内区第138号	第二種区画漁業	水政池	三豊市高瀬町比地額918-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第111号	内区第139号	第二種区画漁業	唐頭池	三豊市高瀬町比地唐頭683-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第112号	内区第140号	第二種区画漁業	大坊池	三豊市高瀬町新名小原1920-132	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第113号	—	第二種区画漁業	九頭神池	三豊市高瀬町下麻1750番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	—	新規
内区第114号	内区第141号	第二種区画漁業	大津池	三豊市豊中町笠田笠岡宮脇687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第115号	内区第142号	第二種区画漁業	玉池	三豊市豊中町笠田笠岡野津午9071-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第116号	内区第143号	第二種区画漁業	釘貫池	三豊市豊中町笠田笠岡神田1756	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第117号	内区第144号	第二種区画漁業	新池	三豊市豊中町笠田笠岡中尾1161	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第118号	内区第145号	第二種区画漁業	龍王池	三豊市豊中町笠田笠岡中尾1185	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第119号	内区第146号	第二種区画漁業	魔の子池	三豊市豊中町笠田笠岡五右衛門1786-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第120号	内区第147号	第二種区画漁業	普入池	三豊市豊中町上高野普入3179	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第121号	内区第151号	第二種区画漁業	神田池	三豊市豊中町下高野山崎67	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第122号	内区第152号	第二種区画漁業	中の池	三豊市豊中町下高野札場469	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第123号	内区第154号	第二種区画漁業	裏新池	三豊市豊中町下高野双石2468-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第124号	内区第155号	第二種区画漁業	南池	三豊市豊中町下高野高津2743	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第125号	内区第158号	第二種区画漁業	蓮池	三豊市豊中町比地大平池2342	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第126号	内区第159号	第二種区画漁業	宮池	三豊市豊中町比地大神/木3035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第127号	内区第160号	第二種区画漁業	勝田池	三豊市豊中町比地大郷戸360	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第128号	内区第161号	第二種区画漁業	国吉池	三豊市山本町辻中西2799	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第129号	内区第162号	第二種区画漁業	宮池	三豊市山本町辻池/向2488-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第130号	内区第169号	第二種区画漁業	緑池	三豊市詫間町詫間1038	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別	R1～R4養魚実績報告書提出状況	備考
			区域(池名)	位置					
内区第131号	内区第163号	第二種区画漁業	土井之池	観音寺市柞田町字池崎1509	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第132号	内区第166号	第二種区画漁業	塩井池	観音寺市粟井町字母神1000	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第133号	内区第167号	第二種区画漁業	双子池	観音寺市木之郷町54-6	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第134号	内区第168号	第二種区画漁業	袂池	観音寺市大野原町大野原字袂下7501	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権	○	

付記
条件

計画番号内共第1号

- ア 河川の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 水利の妨害をしてはならない。
- ウ 水利関係者、河川関係者と協議の上操業しなければならない。
- エ 水利関係者、河川管理者との合意事項はこれを厳守しなければならない。

計画番号内区第201号から202号及び内区第1号から内区第2号

- ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

計画番号内区第3号から内区第134号

- ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 水利関係者との同意条項を厳守し、協調の上操業しなければならない。

計画番号 内区第201号 (さけ類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1 (安戸池)

イ 点の位置

基点A 供養塔

〃 B 水路開口部北端

〃 C 北護岸東端

〃 D 護岸・県道津田引田線交差部

〃 E 北護岸屈曲部

〃 F 県道津田引田線湾曲部

点. イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度14分35秒、東経134度23分48秒)

〃 ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

(北緯34度14分36秒、東経134度23分44秒)

〃 ハ CからD見通し線上イからDへ160メートルのところ

(北緯34度14分30秒、東経134度23分45秒)

〃 ニ EからF見通し線上口からFへ160メートルのところ

(北緯34度14分32秒、東経134度23分41秒)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖を除く)	11月1日から翌年6月30日まで

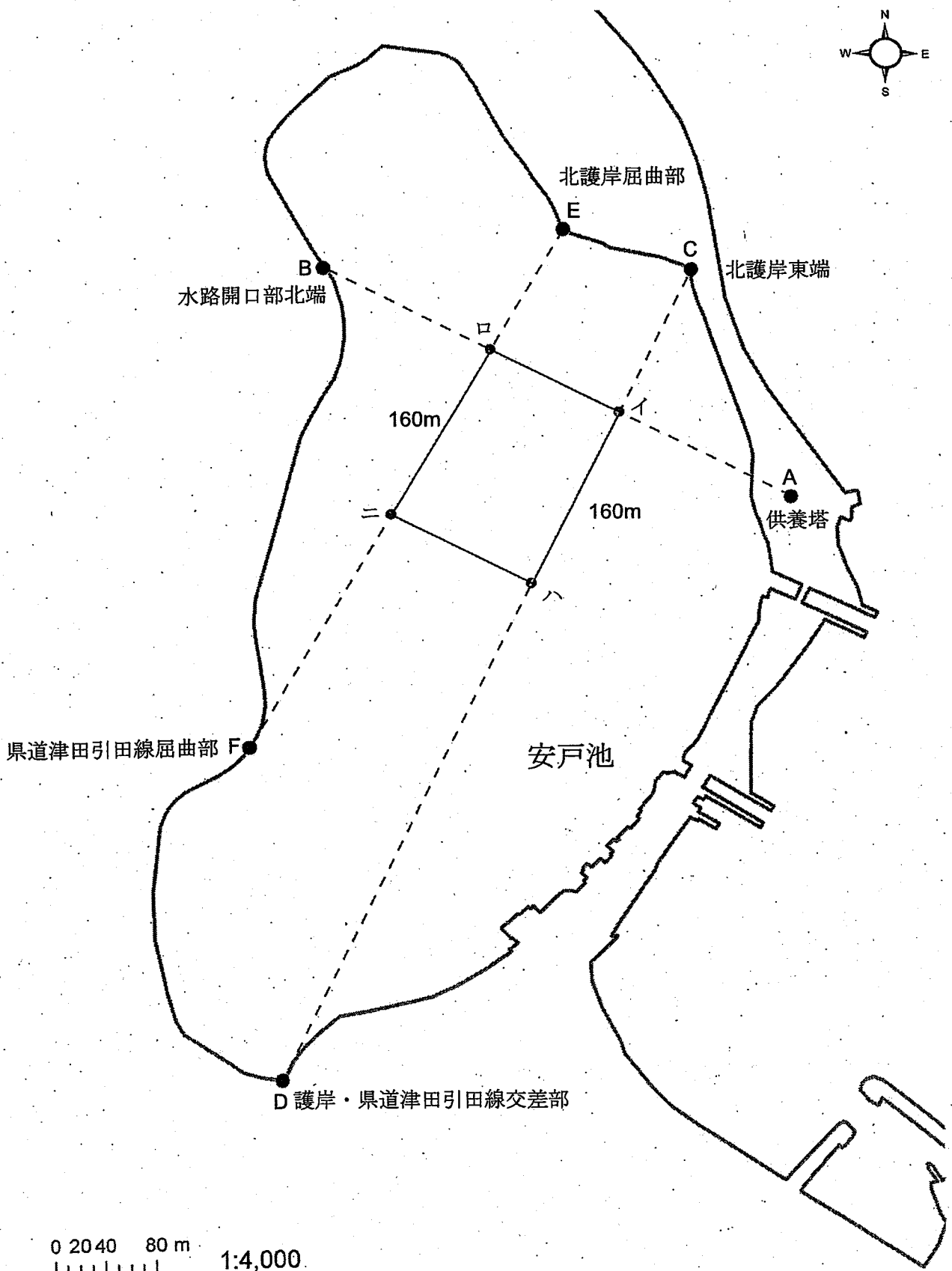
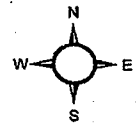
(3) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市引田



計画番号 内区第202号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1 (安戸池)

イ 点の位置

基点A 北護岸屈曲部

〃 B 北西護岸水門

〃 C 北岸の窪

〃 D 護岸・県道津田引田線交差部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯 34 度 14 分 40 秒、東経 134 度 23 分 43 秒)

〃 ロ CからD見通し線上イからDへ400メートルのところ

(北緯 34 度 14 分 28 秒、東経 134 度 23 分 40 秒)

〃 ハ AからB見通し線上イからBへ40メートルのところ

(北緯 34 度 14 分 41 秒、東経 134 度 23 分 41 秒)

〃 ニ AからB見通し線と平行にロから西へ40メートルのところ

(北緯 34 度 14 分 28 秒、東経 134 度 23 分 38 秒)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	4月1日から翌年3月31日まで

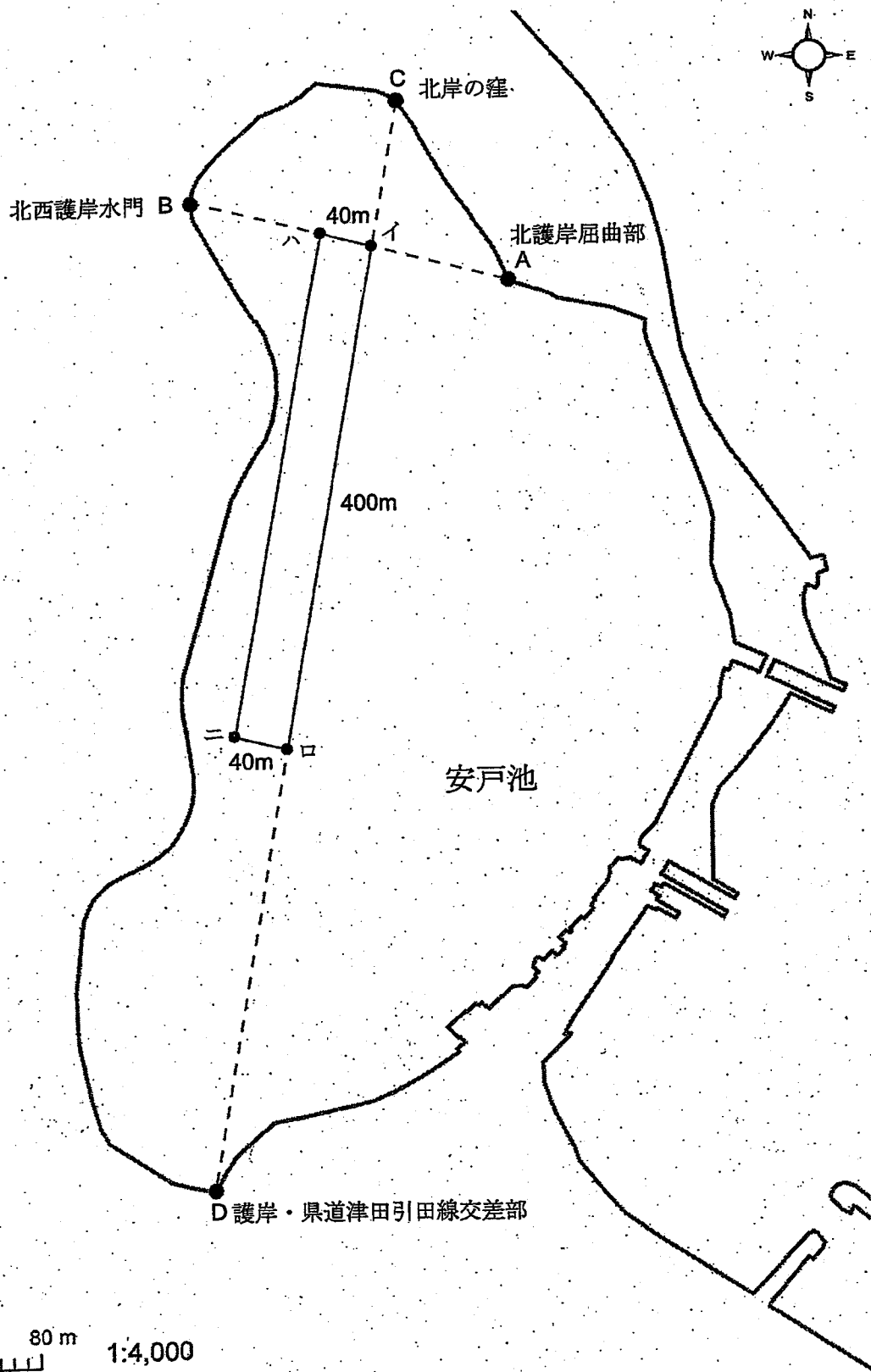
(3) 存続期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市引田



令和6年度内水面漁業権一斉切替えスケジュール(予定)

区 分	項 目	日 程(予 定)	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業権一斉切替えについて	6月20日	令和 4 年
行使実績調査	養魚実績(R3年度)の取りまとめ	～8月	
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針(案)の作成	9月～12月上旬	
内水面漁業免許方針等	淡水漁協等へのヒアリング	12月～1月上旬	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業免許方針(案)の協議	1月下旬	令和 5 年
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針の策定	2月上旬	
市町担当者説明	内水面漁業免許方針等に関する説明	2月～3月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画樹立申請書の受付	3月～5月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画に関するヒアリング及び 現地調査	5月～6月	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について(協議)	6月22日	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について(協議)	8月9日	
関係機関調整	県土地改良課、河川砂防課	8月～9月	
利害関係人の意見聴取	意見聴取・検討結果の報告(県HP)	9月～10月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画原案の作成	11月	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画の委員会諮問	11月上旬	
公聴会・内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について意見聴取・答申	12月上旬	
内水面漁場計画	内水面漁場計画の公示(県HP)	12月中旬	
免許申請	免許申請書の提出	1月	令和 6 年
漁業権行使規則(第五種共同漁業・第一種区画漁業)の認可申請	認可申請書の提出	1月	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可申請	認可申請書の提出	1月	
内水面漁場管理委員会	被免許者の諮問・答申	3月	
免許	免許日(免許公示)	4月1日	
漁業権行使規則(第五種共同漁業・第一種区画漁業)の認可申請	行使規則認可	4月1日	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可申請	遊漁規則認可	4月1日	

(参考資料)

令和6年4月1日付け漁業権の一斉切替え
に係る内水面漁場計画について

漁業免許 — 次期切替え漁業権の概要 —

区分	漁業の種類	現行免許件数	設定要望があつた漁場の数	漁業権の存続期間	免許予定日	備考
共同漁業	第五種共同漁業	1	1	10年	令和6年4月1日	
	区画漁業	第一種区画漁業	1	2		
第二種区画漁業		168	134	5年		
計		170	137			

市町別設定要望件数

現免許数:170件

設定要望があった漁場の数:137件(うち新規4件)

放棄漁場:37件

漁場の位置する市町別の内水面漁場計画（第五種共同漁業）への設定要望件数一覧

市町名	現行免許		漁場の数	放棄	「放棄」の現免許番号
	免許番号	計	計		
三豊市	内共第1号	1	1		

漁場の位置する市町別の内水面漁場計画（第一種区画漁業）への設定要望件数一覧

市町名	現行免許		漁場の数	放棄	「放棄」の現免許番号
	免許番号	計	計		
東かがわ市	内区第201号	1	2		

漁場の位置する市町別の内水面漁場計画（第二種区画漁業）への設定要望件数一覧

市町名	現行免許		漁場の数	放棄	「放棄」の現免許番号
	免許番号	計	計		
東かがわ市	内区第1号～内区第3号	3	2	1	3
さぬき市	内区第4号	1	1		
三木町	内区第5号～内区第12号	8	5	3	5, 6, 7
高松市(牟礼町)	内区第13号～内区第15号	3	2	1	15
(東讃地区計)		(15)	(10)	(5)	
高松市	内区第17号～内区35号	19	16	3	25, 34, 35
(高松地区計)		(19)	(16)	(3)	
綾川町	内区第36号～内区第43号	8	4	4	36, 37, 38, 39
坂出市	内区第44号～内区第45号	2	2		
丸亀市	内区第46号～内区第88号	43	35	8	63, 64, 65, 68, 76, 77, 87, 88
多度津町	内区第89号～内区第101号, 内区103号, 内区173号	15	10	5	89, 93, 94, 103, 173
普通寺市	内区第104号～内区第110号	7	7		
まんのう町	内区第111号～内区第114号	4	4		
(中讃地区計)		(79)	(62)	(17)	
三豊市	内区第115号～内区第147号 内区第151号～内区第162号 内区第169号～内区第172号	49	42	10	117, 120, 124, 128, 140, 153, 157, 170, 171, 172
観音寺市	内区第163号～内区第168号	6	4	2	164, 165
(西讃地区計)		(55)	(46)	(12)	
合計		168	134	37	

現行免許のうち内水面漁場計画（第二種区画漁業）への設定要望がない漁場（放棄漁場）

市町名	現免許番号	区域（池名）	漁場の位置
東かがわ市	3	新池	東かがわ市伊座古屋地987
三木町	5	国下池	木田郡三木町井戸4891
	6	山大寺池	木田郡三木町上高岡1439
	7	平野池	木田郡三木町上高岡1295
高松市（牟礼町）	15	羽間上池	高松市牟礼町大町字羽間1963番1
高松市	25	坂瀬池	高松市 池田町1447
	34	小田池	高松市川部町2237
	35	音谷池	高松市香南町由佐2187
綾川町	36	鵜生池	綾歌郡綾川町畑田字茶円原3355
	37	山の神池	綾歌郡綾川町畑田字西谷495
	38	森兼新池	綾歌郡 綾川町畑田字森兼1839
	39	森兼池	綾歌郡綾川町畑田字生子1810
丸亀市	63	新池	丸亀市 飯野町西分118
	64	藤高池	丸亀市 飯野町東分2626
	65	聖池	丸亀市 土器町西3-657
	68	宮池（川古池）	丸亀市 土器町西2-1520
	76	金丸池	丸亀市 川西町北10
	77	金丸上池	丸亀市 川西町3
	87	先代池	丸亀市 金倉町944
	88	平池	丸亀市 金倉町885-1
多度津町	89	菰池	仲多度郡 多度津町大字道福寺字経田562
	93	買田池	仲多度郡 多度津町大字庄字笠屋461
	94	皿池（牛池）	仲多度郡 多度津町大字三井字一ノ坪甲87
	173	白方池	仲多度郡 多度津町大字山階字水附2296
	103	水附池	仲多度郡 多度津町大字山階字水附853
三豊市	117	皿池	三豊市 三野町吉津宗吉甲145
	120	仁尾坂池	三豊市 三野町吉津正本乙23
	124	加徳池	三豊市 詫間町詫間1303-1
	128	山吹池	三豊市 仁尾町仁尾字南草木乙2053-1
	140	大坊池	三豊市 高瀬町新名小原1920-132
	153	大谷新池	三豊市 豊中町下高野龍峰2230
	157	二の池	三豊市 豊中町岡本大池478
	170	新池	三豊市 豊中町笠田笠岡五右衛門1898
	171	鴻之池	三豊市 豊中町上高野中尾3521
	172	中池	三豊市 豊中町上高野中尾364
観音寺市	164	仁池	観音寺市池之尻町573
	165	一ノ谷池	観音寺市中田井町858-1
		37漁場	

新規に内水面漁場計画設定要望があった漁場の調査一覧表

区分	漁業の種類	市町名	区域 (池名)	漁場の位置	漁場の 面積 (㎡)	漁場環境			排水の流入状況		保全工事		連絡道の有 無	過去の 免許状況	生産計画		備 考
						水色	透明度	水生 生物等	家庭 排水	畜産 排水等	護岸	その他			種類	生産量 (kg)	
区画漁業	第一種区画漁業	東かがわ市	安戸池	東かがわ市引田4373-1	25,900	59	高	魚類	有	無	無	-	○	魚類で設 定済	かき	2,040	
	第二種区画漁業	三豊市	九頭神池	三豊市高瀬町下麻1750番地1	16,000	33	中	藻類	有	無	無	-	○	H26年3月 まで免許	ふな	2,300	
		三豊市	峠池	三豊市三野町大見甲6256番地1	15,000	45	高	藻類	有	無	無	-	○		ふな	800	
		三豊市	大石池	三豊市三野町大見甲2958番地1	20,000	42	低	無	有	無	無	-	○		ふな	1,800	

内水面漁場計画（第二種区画漁業）への設定要望者が現漁業権者と異なる漁場

市町名	現免許 番号	区域（池名）	漁場の位置	現在の漁業権者
高松市	18	久米池	高松市新田町甲2139	竹内 茂
	27	住蓮寺池	高松市多肥上町2285-1	竹内 茂
	31	下池	高松市林町下地825	竹内 茂
	32	長池	高松市林町長池1753	竹内 茂
丸亀市	54	成願寺池	丸亀市綾歌町岡田西1304	石田 幸男
善通寺市	105	中池	善通寺市木徳町122	大森 和夫
三豊市	116	念仏田池	三豊市三野町大見出井上甲512	宮本 一重
	119	郡池	三豊市三野町吉津山越甲1715	新延 照市
	126	吉池	三豊市仁尾町仁尾丙1205	新延 照市
	140	大坊池	三豊市三野町高瀬町新名小原1920番地132	新延 照市
	141	大津池	三豊市豊中町笠田笠岡687番地	西岡 覺
		11漁場		

免許方針第3の1の(1)に規定する漁場面積5000㎡以上の基準を満たさない池の取扱いについて

現行免許番号	漁場の区域		池面積(㎡)	池の利用状況
	区域(池名)	漁場の位置		
30	小森谷池	高松市仏生山町3129	3,000	隣接する播り鉢池と連携して利用する。
42	四ツ池	綾歌郡綾川町大字滝宮字萱原南640	3,000	隣接する大池と連携して利用する。
92	永池	仲多度郡多度津町大字葛原字横田664	4,000	隣接する上池と連携して利用する。

【参考】 内水面漁業免許方針(抜粋) 令和5年2月6日制定

第2 基本的な考え方

2 内水面漁場計画は、それぞれの漁業権が内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること、また、活用漁業権があるときは、類似漁業権が設定されていることが要件となる。

第3 区画漁業

1 (1) 漁場面積(満水面積)は、5,000㎡(約5反)以上であること。

ただし、5,000㎡未満であっても、他の漁場と隣接するものであってこれと連携すれば当該漁場が効率よく利用されると認められる場合はこの限りでない。

1 (3) 当該漁場の利用について、水利関係者の同意を得ていること。

市町別 漁場計画及び養殖・増殖計画

東かがわ市

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
1	201	東かがわ市引田4373-1	安戸池	19,000	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第一種区画漁業権
2	-	東かがわ市引田4373-1	安戸池	16,000	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2261-44	第一種区画漁業権 新規
3	1	東かがわ市引田3035	大池	41,000	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種区画漁業権
4	2	東かがわ市引田4373-1	安戸池	259,000	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2261-44	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	安戸池						ニジマス24,000
2	安戸池						マガキ2,040
3	大池						ヒラメ外290
4	安戸池						ハマチ外26,200

7

さぬき市

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申請者		備考
					氏名	住所	
1	4	さぬき市長尾名1672	宮池 (八幡池)	146,000	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513-9	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	宮池 (八幡池)	8,000					

8

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	8	木田郡三木町大字氷上4369-1	堀切池	36,000	白井 正人	木田郡三木町大字氷上3617-2	第二種区画漁業権
2	9	木田郡三木町大字氷上2607	藤池	25,000	高本 学	木田郡三木町大字氷上2652	第二種区画漁業権
3	10	木田郡三木町大字田中2633	西谷池	18,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
4	11	木田郡三木町大字田中1560	蓮池	138,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
5	12	木田郡三木町大字池戸1239	男井間池	320,000	川田 幸雄	木田郡三木町大字池戸乙4	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	堀切池	4,500					
2	藤池	5,000					
3	西谷池	2,000					
4	蓮池	6,000					
5	男井間池	10,000					

高松市（その1）

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
1	13	高松市牟礼町原1249番地	牛田池	20,000	香川 正弘	高松市牟礼町原1223-4	第二種区画漁業権
2	14	高松市牟礼町大町1705番地	羽間下池	48,000	香川 正弘	高松市牟礼町原1223-4	第二種区画漁業権
3	17	高松市高松町697-1	長尾池	18,400	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513-9	第二種区画漁業権
4	18	高松市新田町甲2139	久米池	185,900	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権
5	19	高松市十川東町301	平田池	81,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
6	20	高松市十川東町1239	外山池	60,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
7	21	高松市十川東町1759	香地池	40,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
8	22	高松市十川東町2028	新池	9,900	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
9	23	高松市十川東町788	鷺池	16,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
10	24	高松市十川西町1165	雀池	7,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画（取上げ数量:kg）					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	牛田池	2,300					
2	羽間下池	2,800					
3	長尾池	3,500					
4	久米池	2,000					
5	平田池	2,000					
6	外山池	5,000					
7	香地池	2,000					
8	新池	2,000					
9	鷺池	2,000					
10	雀池	1,000					

高松市 (その2)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
11	26	高松市三谷町2753	松池	29,000	河野 徳明	高松市三谷町2734	第二種区画漁業権
12	27	高松市多肥上町2258	住蓮寺池	128,000	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権
13	28	高松市仏生山町甲3206	平池	350,000	水上 為雄	高松市仏生山町甲3128-70	第二種区画漁業権
14	29	高松市仏生山町甲3131	摺り鉢池	3,400	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513-9	第二種区画漁業権
15	30	高松市仏生山町甲3129	小森谷池	7,400	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513-9	第二種区画漁業権
16	31	高松市林町下池825	下池	23,000	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権
17	32	高松市林町字宮西1753	長池	40,000	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権
18	33	高松市木太町平塚188	大池	108,000	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
11	松池	5,000					
12	住蓮寺池	15,000					
13	平池	45,000					
14	摺り鉢池	1,000					
15	小森谷池	1,200					
16	下池	1,500					
17	長池	1,000					
18	大池	2,000					

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	40	綾歌郡綾川町萱原431	北條池	408,870	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
2	41	綾歌郡綾川町滝宮699	菰池	27,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
3	42	綾歌郡綾川町滝宮762	四ツ池	3,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
4	43	綾歌郡綾川町滝宮640	大池	30,900	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	北條池	15,000					
2	菰池	3,000			100		
3	四ツ池	1,000			30	15	
4	大池	3,000			100		

坂出市

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
1	44	坂出市小川町353	鎌田池	119,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
2	45	坂出市川津町5808	蓮池	50,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	鎌田池	10,000			100	100	
2	蓮池	5,000			300	300	

丸亀市 (その1)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
1	46	丸亀市綾歌町栗熊東2131	水橋池	66,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
2	47	丸亀市綾歌町岡田東上新開1626	為久池	41,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
3	48	丸亀市綾歌町岡田東小津守2294	小津森池	79,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
4	49	丸亀市綾歌町岡田西西打越711	打越上池	44,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
5	50	丸亀市綾歌町岡田西730	打越下池	37,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
6	51	丸亀市綾歌町岡田上重永1569	皿池	22,700	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
7	52	丸亀市綾歌町岡田上今滝	今滝池	17,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
8	53	丸亀市綾歌町岡田西森俊605	源田池	12,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
9	54	丸亀市綾歌町岡田西1304	成願寺池	18,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
10	55	丸亀市綾歌町岡田西127	新池	30,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	水橋池	1,500					
2	為久池	8,000					
3	小津森池	9,000					
4	打越上池	2,000					
5	打越下池	2,000					
6	皿池	2,000					
7	今滝池	800					
8	源田池	2,700					
9	源田池	1,000					
10	新池	4,000					

カ

丸亀市（その2）

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
11	56	丸亀市綾歌町岡田西西新田115	北原池	5,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
12	57	丸亀市 飯山町上法軍寺2654-14地先	仁池	280,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
13	58	丸亀市 飯山町上法軍寺2032-2地先	大窪池	154,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
14	59	丸亀市 飯山町東小川300	浦池	25,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
15	60	丸亀市 飯山町東小川215	下池	10,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
16	61	丸亀市 飯野町東分2188	柳池	49,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
17	62	丸亀市 飯野町東分2209	長太夫池	17,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
18	66	丸亀市 中府町1-1	蓮池	21,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
19	67	丸亀市 山北町276	山北新池	6,000	宮崎 邦男	丸亀市土器町東七丁目164番地 サ-パス土器公園301号	第二種区画漁業権
20	69	丸亀市 柞原町1186	馬池	55,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
11	苗子次池(北原池)	700					
12	仁池	40,000					
13	大窪池	4,000					
14	浦池	2,500					
15	下池	2,000					
16	柳池	3,000			300		なまず 300
17	長太夫池	1,200			100		
18	蓮池	1,000					
19	山北新池	270					
20	馬池	4,000					

丸亀市（その3）

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
21	70	丸亀市 田村町107	田村池	177,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
22	71	丸亀市 田村町43	太井池	43,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
23	72	丸亀市 郡家町3202	庄ノ池	55,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
24	73	丸亀市 郡家町3481	小林池	11,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
25	74	丸亀市 川西町698	原池	5,000	宮崎 邦男	丸亀市土器町東七丁目164番地 サバス土器公園301号	第二種区画漁業権
26	75	丸亀市 川西町北一ノ口2267	道池	87,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
27	78	丸亀市 川西町南608	八丈池	68,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
28	79	丸亀市 郡家町下所326	仁池	32,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
29	80	丸亀市 郡家町下所325	宝幢寺下池	81,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
30	81	丸亀市 郡家町下所324	宝幢寺池	46,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画（取上げ数量:kg）					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
21	田村池	6,000					
22	太井池	4,000					
23	庄之池	2,500					
24	小林池	1,500					
25	原池	240					
26	道池	4,500					
27	八丈池	6,000					
28	仁池	1,500					
29	宝幢寺下池	1,500					
30	宝幢寺池	3,500					

丸亀市（その4）

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
31	82	丸亀市三条町494	籠池	9,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
32	83	丸亀市郡家町2173	大池	59,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
33	84	丸亀市郡家町2165	矢野池	14,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
34	85	丸亀市郡家町2211	宮池	39,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
35	86	丸亀市三条町1035	新池	47,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画（取上げ数量:kg）					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
31	籠池	1,000					
32	大池	3,000					
33	矢野池	1,500					
34	宮池	2,000					
35	新池	3,500					

多度津町

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	90	仲多度郡多度津町大字道福寺271	新池	10,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
2	91	仲多度郡多度津町大字道福寺甲3	上池	40,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権
3	92	仲多度郡多度津町大字葛原664	永池	4,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権
4	95	仲多度郡多度津町大字葛原1853	千代池	45,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
5	96	仲多度郡多度津町大字葛原1989	中池	5,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
6	97	仲多度郡多度津町大字葛原2065	上池 (小塚池)	27,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
7	98	仲多度郡多度津町大字葛原字永井88	新池	33,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
8	99	仲多度郡多度津町大字三井488	新池	9,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権
9	100	仲多度郡多度津町大字青木51	要池	27,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権
10	101	仲多度郡多度津町大字山階1963	宮後池	8,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	新池	800			50		
2	上池	2,000			100		
3	永池	300			10		
4	千代池	1,000			100		
5	中池	200			20		
6	上池 (小塚池)	1,000			30		
7	新池	1,500			60		
8	新池	700			100		
9	要池	2,000			30		
10	宮後池	1,000			30		

善通寺市

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申請者		備考
					氏名	住所	
1	104	善通寺市与北町九谷1369	買田池	120,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
2	105	善通寺市木徳町122	中池	30,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
3	106	善通寺市木徳町573	宮池	59,600	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
4	107	善通寺市金蔵寺町399	村上池	42,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
5	108	善通寺市生野町1819	熊ヶ池	38,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
6	109	善通寺市大麻町2672	地藏池	33,100	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
7	110	善通寺市生野町2725	菅池	5,700	荒木 秀隆	仲多度郡琴平町514-6	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	買田池	6,000					
2	中池	3,000					
3	宮池	8,000					
4	村上池	2,000					
5	熊ヶ池	6,500					
6	地藏池	3,000					
7	菅池	1,000					

まんのう町

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
1	111	仲多度郡まんのう町炭所東3006	亀越池	209,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
2	112	仲多度郡まんのう町神野170	満濃池	1,385,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
3	113	仲多度郡まんのう町羽間2386	羽間池	49,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
4	114	仲多度郡まんのう町佐文字北岡1056	井倉池	7,000	荒木 秀隆	仲多度郡琴平町514-6	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	亀越池	3,000					
2	満濃池	10,000					
3	羽間池	3,500					
4	井倉池	1,000					

三豊市（その1）

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申請者		備考
					氏名	住所	
1	115	三豊市三野町大見甲4211-1	加敷池	18,600	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
2	116	三豊市三野町大見甲512	念仏田池	15,900	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
3	118	三豊市三野町吉津乙1298-1	瀬入池	13,000	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197	第二種区画漁業権
4	119	三豊市三野町吉津甲1715-1	郡池	35,000	新延 孝治	三豊市三野町吉津甲422-2	第二種区画漁業権
5	121	三豊市三野町吉津乙890	又ヶ谷池	12,400	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197	第二種区画漁業権
6	122	三豊市三野町吉津乙1175	薄池	6,000	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197	第二種区画漁業権
7	123	三豊市三野町吉津乙1369-3	奥池	10,500	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197	第二種区画漁業権
8	—	三豊市三野町大見甲6256-1	峠池	28,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権 新規
9	—	三豊市三野町大見甲2958-1	大石池	16,200	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権 新規
10	125	三豊市仁尾町仁尾戊840-1	原池	14,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画（取上げ数量：kg）					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	加敷池	1,400					
2	念仏田池	2,500					
3	瀬入池	2,000					
4	郡池	1,000					
5	又ヶ谷池	2,000					
6	薄池	1,500					
7	奥池	2,000					
8	峠池	800					
9	大石池	1,800					
10	原池	1,500					

三豊市 (その2)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申請者		備考
					氏名	住所	
11	126	三豊市 仁尾町仁尾字北草木丙1205	吉池	21,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
12	127	三豊市 仁尾町仁尾字北草木丙176-1	湊池	12,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
13	129	三豊市高瀬町上高瀬2133-1	田井新池	19,600	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
14	130	三豊市高瀬町下勝間1698	西池	5,800	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
15	131	三豊市高瀬町下勝間1396-1	松葉崎池	7,300	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
16	132	三豊市高瀬町比地中3161-2	国市池	228,000	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
17	133	三豊市高瀬町比地中408-1	中池	13,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
18	134	三豊市高瀬町比地302-1	宮池	8,500	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
19	135	三豊市高瀬町比地1787-1	満水池	65,100	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
20	136	三豊市高瀬町比地2826-1	丸山池	14,800	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権

22

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
11	田井新池	2,200					
12	西池	2,000					
13	松葉崎池	1,500					
14	国市池	8,000					
15	中池	1,300					
16	宮池	1,500					
17	満水池	10,000				300	
18	丸山池	1,500					
19	陽水池	1,200					
20	水政池	2,500					

三豊市（その3）

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
21	137	三豊市高瀬町比地2393	陽水池	14,100	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
22	138	三豊市高瀬町比地918-1	水政池	22,200	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
23	139	三豊市 高瀬町比地唐頭683-1	唐頭池	36,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
24	140	三豊市 高瀬町新名小原1920-132	大坊池	18,000	新延 孝治	三豊市三野町吉津甲422-2	第二種区画漁業権
25	-	三豊市高瀬町下麻九頭神1750-1	九頭神池	22,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権 新規
26	-141	三豊市 豊中町笠田笠岡宮脇687	大津池	33,600	西岡 妙子	三豊市豊中町上高野2693-2	第二種区画漁業権
27	142	三豊市 豊中町笠田笠岡野津午9071-1	玉池	21,000	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
28	143	三豊市 豊中町笠田笠岡稗田1756	釘貫池	10,900	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114-3	第二種区画漁業権
29	144	三豊市 豊中町笠田笠岡中尾1161	新池	8,100	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114-3	第二種区画漁業権
30	145	三豊市 豊中町笠田笠岡中尾1185	龍王池	4,800	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114-3	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画（取上げ数量:kg）					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
21	陽水池	1,200					
22	水政池	2,500					
23	唐頭池	2,000					
24	大坊池	400					
25	九頭神池	960					
26	大津池	250					
27	玉池	500					
28	釘貫池	700					
29	新池	1,200					
30	龍王池	1,000					

23

三豊市（その4）

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
31	146	三豊市 豊中町笠田笠岡五右衛門1786-1	鷹の子池	27,900	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114-3	第二種区画漁業権
32	147	三豊市 豊中町上高野普入3179	普入池	27,900	川上 喜広	三豊市豊中町上高野3825	第二種区画漁業権
33	151	三豊市豊中町下高野67-1	神田池	24,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
34	152	三豊市豊中町下高野469	中の池	23,400	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
35	154	三豊市豊中町下高野2468-1	裏新池	8,100	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
36	155	三豊市豊中町岡本484	南池	18,400	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
37	158	三豊市豊中町比地大2342-1	蓮池	13,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
38	159	三豊市豊中町比地大3035	宮池	52,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
39	160	三豊市 豊中町比地大郷戸360	勝田池	164,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
40	161	三豊市 山本町辻中西2799	国吉池	21,000	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353	第二種区画漁業権

24

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画（取上げ数量:kg）					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
31	鷹の子池	1,500					
32	普入池	1,500					
33	神田池	2,300					
34	中の池	2,000					
35	裏新池	800					
36	南池	200					
37	蓮池	1,800					
38	宮池	4,000					
39	勝田池	10,000					
40	国吉池	1,000					

三豊市 (その5)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
41	162	三豊市山本町辻1353番地	宮池	21,000	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353	第二種区画漁業権
42	169	三豊市高瀬町比地2959番地1	緑池	21,000	宮本 一重	三豊市高瀬町比地2959-1	第二種区画漁業権

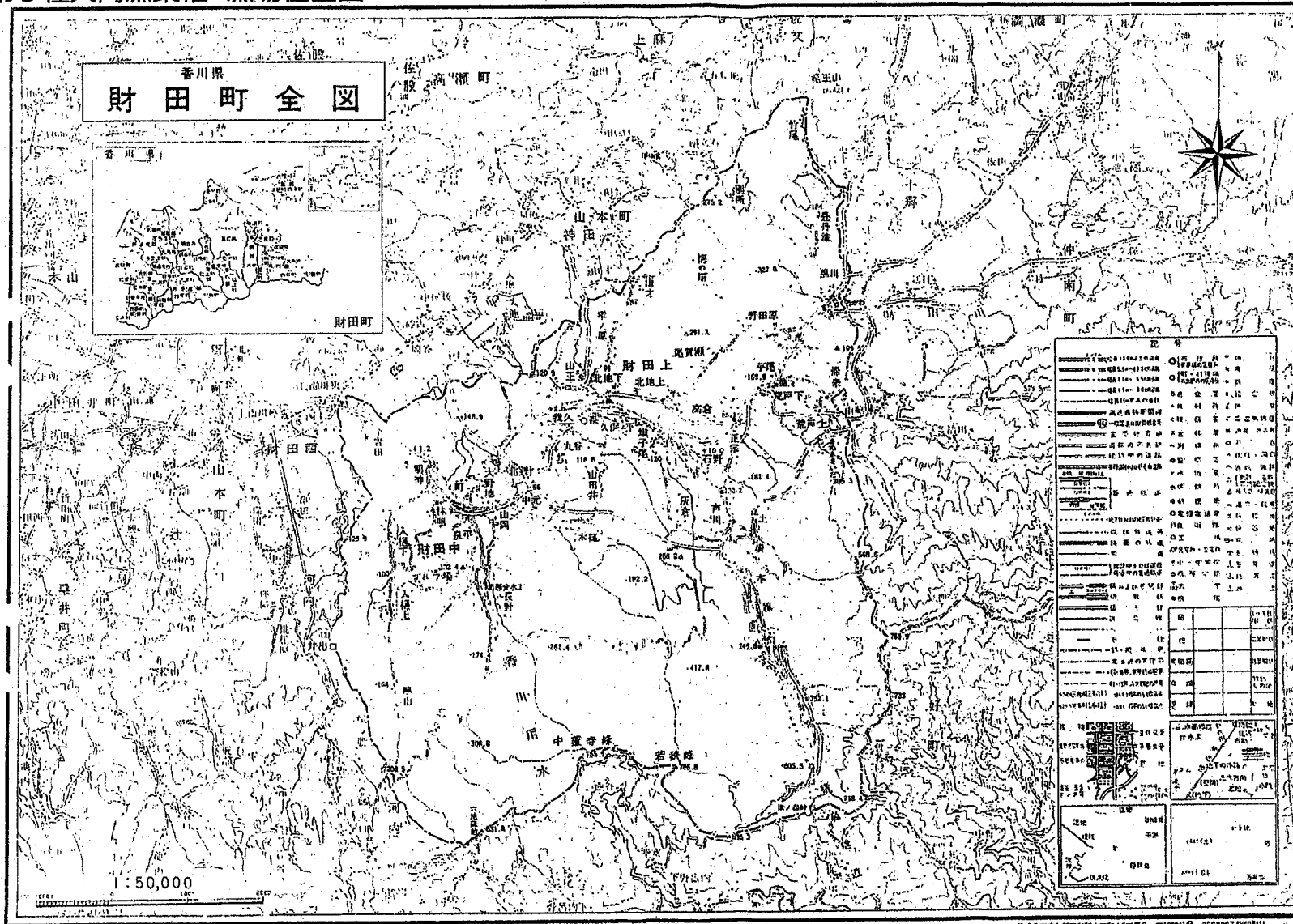
No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
41	宮池	1,000					
42	緑池	2,000					

観音寺市

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	163	観音寺市柞田町丙130	土井之池	81,000	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
2	166	観音寺市粟井町1000	塩井池	46,000	本林 武史	観音寺市粟井町450-2	第二種区画漁業権
3	167	観音寺市粟井町54-6	双子池	50,000	本林 武史	観音寺市粟井町450-2	第二種区画漁業権
4	168	観音寺市大野原町大野原7501	袂池	47,700	清水 孝昭	観音寺市大野原町萩原2414-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	土井之池	2,000					
2	塩井池	3,600					
3	双子池	3,000					
4	袂池	800					

第5種共同漁業権 漁場位置図



この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号) 下4、図例第 230 号

製図者 美千代町大字和之町2丁目 三(昭)165-0592P17(後編刊)

28

令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について

背景と目的（別紙1）

令和2年12月1日の漁業法一部改正により、うなぎ稚魚（13センチメートル以下）は、悪質な密漁の対象となるおそれ大きいとして、特定水産動植物に指定され、原則的に採捕が禁止された。また、この禁止規定を適用除外するためには、知事許可に基づいた漁業を営むことが規定された。

このことから、令和5年12月1日以降、うなぎ稚魚漁業については、これまでの増養殖用の種苗の自給を目的とした「特別採捕許可（漁業調整規則（以下、規則）第43条）」から「許可制度（規則第4条）」に根拠が変わるため、方針を定めるものである。

なお、令和6年の許可内容（許可数、操業区域、操業期間など）は、令和5年特別採捕許可と同様とする。

変更点

- ・ 申請期間の公示（調整規則第11条第1項及び第2項）
制限措置を公示（許可できる人数、操業区域、漁業時期、漁業種類 など）する。
- ・ 内水面漁場管理委員会への諮問・答申（規則第11条第3項）
これまでは内水面漁場管理委員会へ申請内容を報告していた。

基本的考え方

しらすうなぎ特別採捕と同様、

- ・ 農林水産大臣からうなぎ養殖業許可を受けた者であって、従来から特別採捕許可を受け、養殖用種苗を自給してきた県内養鰻業者を対象とする。
- ・ うなぎの資源保護の観点から、3親等以内の親族への承継を除き、新規の許可はしない。

（考え方）

国は、ニホンウナギの持続的利用を確保していくためには、国内外での資源管理対策の推進が必要であることから、ニホンウナギを利用する日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイの関係国・地域間で国際的な資源管理に向けた協力を進めている。国内においては、これらの関係国・地域間で取り決めた池入数量の制限を適切に実施するとともに、資源管理の対策が一層進むよう対応するとして、池入数量管理に見合ったシラスウナギの採捕制限、採捕報告の義務付け等を推進するとしている。

県では、従前から県内でウナギ養殖を営む許可を受け、許可されたうなぎ養殖に用いる種苗を自給する者に限定してシラスウナギの特別採捕許可をしてきたところであるが、国が知事許可漁業によるシラスウナギ採捕は、国内全体の池入れ数量を満たす供給を留意するよう求めていることから、国が国際的な資源管理に取り組んでいる間は、自己の営むウナギ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者に、シラスウナギ採捕を許可するものとし、従事者等その他の条件も令和5年特別採捕許可を上限とする。

シラスウナギ採捕量の経過

年	採捕量上限 (kg)	採捕量 (kg)	池入割合 (%)
R1	68.0	2.3	3.4
R2	68.0	27.1	39.8
R3	68.0	11.0	16.0
R4	63.9	8.7	13.6
R5	63.9	3.3	5.2

許可の有効期間

- ・漁業調整規則第 15 条の規定により 1 年
- ・ただし、漁業の時期は、現行同様の 2月1日から4月30日まで

スケジュール (別紙 2)

8月9日 内水面漁場管理委員会にて、令和5年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針(案)の協議

8月～9月 漁業関係者に事前説明

関係機関に説明

9月 内水面漁場管理委員会にて、事前協議

10月 内水面漁場管理委員会にて、諮問・答申

11月 方針制定

11月下旬 制限条件を公示

申請受付 (1ヶ月間)

12月下旬 許可

2月～4月 うなぎ稚魚漁業の漁業時期

許可証の内容

公示する制限措置は特別採捕許可証(別紙4)を基本に「条件」については方針「第11 許可の条件」のとおりとする。

うなぎ稚魚(しらすうなぎ)採捕制度の改正

別紙1

【現在】

改正漁業法・省令

うなぎ(13cm以下)を
特定水産動植物に指定
(3年の猶予期間)

香川県漁業調整規則

20cm以下のうなぎ
の採捕を制限

しらすうなぎ特別採捕
についての基本方針

特別採捕許可

養殖用種苗の自給

【令和5年12月1日以降】

改正漁業法・省令

うなぎ(13cm以下)を
特定水産動植物として適用
(規則による適用除外不可)

香川県漁業調整規則

うなぎ稚魚漁業の適用

うなぎ稚魚漁業許可の
取扱方針(作成中)

公示して
申請を募る

うなぎ稚魚漁業の許可

養殖用種苗の自給

特定水産動植物
漁業許可・漁業権等に
基づかない採捕に罰則
3年以下の懲役または
3,000万円以下の罰金

内水面漁場管理委員会
↑ 諮問・答申 ↓

制限措置の内容
(漁業種類、操業区域、
漁業時期、許可数、
漁業を営む者の資格)

3

うなぎ稚魚漁業許可に向けたスケジュール(R5.7案)

	令和5年											令和6年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
取扱方針の制定															
素案作成	→														
庁内関係機関説明					→										
委員会事前協議	● 制度説明				● 素案説明	● 事前協議									
漁業関係者説明 (個別に説明)					→										
委員会諮問							● 諮問・答申								
制定								● 制定							
R6漁期許可															
許可手続準備					→ 要領様式										
公示								● 公示							
申請									→ 申請						
許可										● 許可					
採捕	↓				↓	↓	↓				→				
内水面委員会	第268回			第269回		第270回	第271回	第272回							

5

令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針

香川県農政水産部水産課

目 次

- 第 1 趣旨
- 第 2 許可を受ける者の資格
- 第 3 漁業を営む者の資格
- 第 4 漁業時期
- 第 5 漁業種類
- 第 6 操業区域
- 第 7 公示による許可の基準
- 第 8 許可をしない場合の基準
- 第 9 変更の許可（制限措置の変更）の基準
- 第 10 採捕従事者数の上限
- 第 11 許可の条件

第1 趣旨

香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第29号に規定するうなぎ稚魚漁業の規則第11条第1項に規定する制限措置、うなぎ稚魚漁業の許可（以下「許可」という。）に関する基準及び行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第5条第1項の規定に基づく審査基準等については、この方針の定めるところによる。

第2 許可を受ける者の資格

許可を受ける者は、規則第11条第1項第6号に規定する「漁業を営む者の資格」を満たす者とする。

第3 漁業を営む者の資格

国が国際的な資源管理に取り組んでいる間は、第2の漁業を営む者の資格を、県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、令和5年4月30日現在で香川県知事からしらすうなぎ特別採捕許可を受けていた者とする。

ただし、3親等以内の親族が許可を引き継ごうとする場合は、この限りでない。

第4 漁業時期

許可を受けた年の2月1日から同年の4月30日までの間とする。

第5 漁業種類

うなぎ稚魚漁業の漁業種類は、火光利用たも網又は瀬張網とする。

第6 操業区域

漁業種類ごとに、「操業区域」及び「許可できる漁業者の数」を次の表のとおりとする。

・火光利用たも網

操業区域	許可できる 漁業者の数
与田川、湊川	1
東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	1
さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川	1
綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	1
大屋富川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面	1
番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで	1

相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	1
高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田川（琴電の鉄橋から上流）	1
大屋富川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面	1
観音寺市、三豊市内の河川、豊浜町旧富士紡排水口	2
観音寺市、三豊市内の河川	1
丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	1
丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	1
綾川新開潮止堰（別添図のとおり）	1

・瀬張網

操業区域	許可できる漁業者の数
鴨部川	1
土器川、神谷川	2
相引川	1
相引川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	1
住吉川、香西北小川	1
大東川、弘田川	1
金倉川、西汐入川	1
与田川、湊川	1

第7 公示による許可の基準

規則第11条の規定により、許可を公示する場合は次のとおりとする。

- 1 第3の漁業を営む者の資格、第4の漁業時期、第5の漁業種類、第6の操業区域を制限措置として許可する場合
- 2 現に許可を受けている者の廃業に伴い、当該許可の制限措置（漁業種類、操業区域、漁業時期）を変更しないで、当該許可を引き継ぎたい旨申し出が、現に許可を受けている者の親族からあった場合

第8 許可をしない場合の基準

規則第9条第1項に規定する「許可をしない場合」の基準は以下のとおりとする。

- 1 申請者（法人の場合は、その役員や使用人も含む）が規則第10条第1項に規定する「適格性を有する者でない場合」とは、次に該当する場合とする。
 - (1) 規則第10条第1項第1号に規定する「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」とは、漁業関係法令違

反に対する不利益処分基準（令和2年12月1日）第10条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者である場合

(2) 規則第10条第1項第2号に規定する「暴力団員等」とは、誓約書や警察等関係機関への照会等により、暴力団員等と認められる場合

2 規則第9条第1項第2号に規定する「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一者に対して同じ漁業種類の許可を同時に複数することになる場合とする。

3 規則第8条に規定する申請に関する書類に不備があり、かつ行政手続法第7条に基づく補正の求めに応じない場合は、許可しないことがある。

第9 変更の許可（制限措置の変更）の基準

規則第16条の規定に基づく変更の許可は、漁業調整及び資源管理上支障がないと認められる場合にのみ許可するものとする。

第10 採捕従事者数の上限

許可を受けた者のために採捕に従事する者（以下、「採捕従事者」という。）の数は、令和5年漁期しらすうなぎ特別採捕許可の際の採捕従事者数を上限とする。

「漁業種類」及び「操業区域」ごとの「採捕従事者の上限」を次の表のとおりとする。

・火光利用たも網

操業区域	採捕従事者数の上限
与田川、湊川	3
東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	3
さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川	4
綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	4
大屋富川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面	4
番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで	4
相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	10
高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田川（琴電の鉄橋から上流）	2
大屋富川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面	2
観音寺市、三豊市内の河川、豊浜町旧富士紡排水口	7
観音寺市、三豊市内の河川、豊浜町旧富士紡排水口	3
観音寺市、三豊市内の河川	2

丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	7
丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	10
綾川新開潮止堰	4

・瀬張網

操業区域	採捕従事者数の上限
鴨部川	4
土器川、神谷川	4
相引川	4
相引川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	10
住吉川、香西北小川	2
大東川、弘田川	7
金倉川、西汐入川	10
与田川、湊川	3

第11 許可の条件

規則第13条の規定に基づき、漁業種類ごとに次の条件を付すものとする。

・火光利用たも網

条 件
1 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
2 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
3 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
4 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
5 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
6 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
7 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
8 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
9 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
10 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
11 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

・瀬張網

条 件
1 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 2 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
- 3 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
- 4 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
- 5 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
- 6 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
- 7 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
- 8 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
- 9 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
- 10 火光利用によるうなぎ稚魚漁業許可を受けなければならない。
- 11 従事者は火光利用によるうなぎ稚魚漁業と同一の者とする。
- 12 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
- 13 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

(別記)

(表)

(裏)

年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">第 - 号</div>		採捕従事者 住 所 生年月日 年 月 日 許可名義人氏名 (許可番号第)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 写真 貼付 </div>	許可の有効期間 年 月 日から同年 月 日まで 操業区域		
氏名 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 香 川 県 県印 </div>		漁業種類	

別添
第6 操業区域 綾川新開潮止堰

